

第 2 日

1. 平成29年 6 月12日 午前10時00分招集
2. 平成29年 6 月12日 午前10時00分開議
3. 平成29年 6 月12日 午後 4 時25分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 庄 山 忠 文	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 高 巢 泰 廣	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 原 望	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	上 原 真 二	総合支所長兼住民課長	高 木 洋一郎
会 計 管 理 者	池 本 文 雄	まちづくり推進課長	高 木 浩 昭
税務住民課長	石 原 康 司	健康福祉課長	高 岡 悦 雄
商工観光課長	前 渕 康 彦	建 設 課 長	中 嶋 光 浩
農林振興課長	富 下 健 次	学 校 教 育 課 長	樋 口 哲 男
社会教育課長	荒 木 和 富	農業委員会事務局長	石 原 忠 邦
町立病院事務部長	池 田 宝 生	特別養護老人ホーム施設長	樋 口 幸 広

-
12. 議事日程

日程第1 陳情等の常任委員会付託について

日程第2 一般質問

3 番 蒲池恭一 議員

7 番 小山 暁 議員

12 番 笹渕賢吾 議員

6 番 松村慶次 議員

1 番 生山敬之 議員

開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 陳情等の常任委員会付託について

○議長（杉本和彰君） 日程第1、陳情等の常任委員会付託について、本日までに受理した陳情等は、お手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおり1件を所管の常任委員会に付託し、1件を配付といたしましたので報告します。

日程第2 一般質問

○議長（杉本和彰君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、5人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については登壇して行うことといたします。質問者は最初の1項目すべてを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第2項目からの質問は、質問席から行います。時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、蒲池議員の発言を許します。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 皆さん、改めましておはようございます。3番議員の蒲池でございます。6月定例会の一般質問をさせていただきます。久しぶりの1番バッターということで、いささか緊張もしておりますが、お聞き苦しい点多々あるかもしれませんが、執行部におかれましては簡潔明瞭に答弁をいただきたいと思います。

まず先日来の和水町にとって吉報が入ってまいりました。「米作り、二千年にわたる大地の記憶」といたしまして、和水町、玉名市、山鹿市、菊池を本当に日本遺産認定を行われたことも嬉しいニュースでありますし、また金栗四三氏の東京オリンピックに向けてということもありますけども、NHKの大河ドラマに認定されたことは我が和水町にとって誇りでもありますし、これを拠点に執行部と議会と一体となって、この和水町を盛り上げていかなければと新たに感じたところでもあります。そういう中で協力してまいりましょう。

それでは、通告に則り一般質問をさせていただきます。町が発注する入札についてということで、質問の要旨はふれあい会館の件で熊本地震後の復旧工事の入札後のことが3月の定例会の一般質問の中で3名の議員さんが質問されました。私もですね、不甲斐ですけども、初めてそのこ

とを知ったわけでございます。そういうことを含めながらですね、先般の全員協議会の中でも説明がありましたが、5月16日、そして先日の開会日の6月11日でしたかね、がありましたけども、まだまだ合点がいきません。この一般質問の中でですね、しっかりと明確な回答をいただきたいと思います。それでは次の質問におきましては質問席にて行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 改めまして、おはようございます。本日もよろしくお願いを申し上げます。蒲池議員の第1番目の御質問についてお答えを申し上げます。

町が発注する入札について、その中でふれあい会館の件で熊本地震の復旧工事の入札後のことが3月定例会の一般質問の中で取り沙汰されたが、全貌について伺うということでございます。お答えを申し上げます。御指摘のふれあい会館復旧工事の経緯につき、まずは私のほうから概要等々につき答弁をさせていただき、経緯等の詳細については担当課から補足をさせていただきたいと思います。昨年4月の熊本地震に伴い、ふれあい会館の天井隅の部分が一部破損、落下いたしました。同会館天井はつり天井構造となっており、現在の国交省耐震基準に合致してはおりません。そこで町としましては同館天井の復旧と合わせ天井を軽量パネルに張り替えるとして、工事費予算3,000万円を平成28年6月の臨時議会において上程、議会の承認をいただいたところでございました。その後、所定の手続を経まして9月1日当該工事入札を行い、工事価格2,925万7,200円にて落札業者が決定し、9月7日に工事請負契約を締結いたしました。工事着手後の11月10日に工事業者から当該工事にかかわる協議書が提出され、当時の本町担当者と設計事業者により再調査と協議を行い、11月16日に社会教育課より当該協議書への回答を行ったことが判明しております。また当初計画では軽量資材による天井張り替えを計画していたが、詳細調査の結果、今回の天井破損はダクトの結露による天井ボードの劣化が主原因となっており、天井全面張り替えは不要である。よって、天井は石膏ボードによる一部改修とし、天井の結露・漏水と経年劣化部分の張り替え及び補強と結露防止対応電気設備等の改修修繕としたい、といたしまして、12月5日付けで当該工事に関する設計変更伺いが会議され、最終的には私が決裁をいたしておるところでございます。設計変更後の請負金額は2,592万5,856円で、当初からは約333万円の減額となっております。

申し上げましたように、経緯の詳細等は別途担当課から補足いたしますが、本件においての重要な点、それから反省をしなくてはいけない点は、まず工事様式が大幅に変更されるにもかかわらず、十分な協議手順を経ぬまま業者回答をしてしまったこと。2番目に変更伺いに際して、あるいは安易ともいえる決裁を下してしまったこと。また予算承認を受けた議会に対し、重大な変更の協議・報告を怠ったことにあるかというふうに受け止めております。このいずれの段階におきましても、コンプライアンス及び議会の承認を軽んずる結果となりましたことに猛省をいたしますとともに、心からのおわびを申し上げる次第でございます。本件に関しましては、事業の入

札業務、執行業務に対する認識の改革、体制の改善を図ることが当然必要であると考えます。成案を整え、御理解をお願い申し上げてまいりたいと存じておるところでございます。

以上をもちまして、第一答弁とさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） ふれあい会館の熊本地震の被災による改修工事につきまして、今議員のほうから御指摘がございました。この件にはまずは私どもの手続上の問題、それから意識の問題等も大変大きな課題がありまして、深く反省し、重ねておわびを申し上げたいと思っております。また二度とこのようなことがないように職務遂行にあたっていきたいと思っております。

概要の主なところは町長のほうで御説明いただきましたけども、当初天井ボードを軽量パネルに張り替えるということでの予算をいただきました。そういう中でございましたけれども、足場を組んで改修工事に向けて作業を進めていたところ、天井裏に設置してある空調ダクトの結露により天井パネルが傷んでおりまして、そのことが大きな原因となり地震の揺れで崩落した可能性が高いということでございまして、まずは空調ダクトの結露防止対策工事をしなければいけないであろうと考えたところでございます。そのためには追加改修工事となり、大幅な予算オーバーも考えられ、施工業者から設計変更の協議書も提出され、そして設計業者と当時の担当で協議がなされました。その中で空調ダクトの結露による天井ボードの傷みや周辺の緩みなど主な原因であり、崩落した天井ボードとその周辺の一部のパネルの張り替え並びに空調ダクトのずれ、それに伴う電気設備工事等を行うことで安全で改修工事期間も短く、先ほど町長からお話ありましたように費用も安くできるというようなことで、いつでも早くまた皆様方に使っていただけるということを思いますと、軽量パネルによる天井材全面張り替え工事から空調ダクトの結露防止改修工事、空調ダクトのずれ直し、先ほど申し上げましたような電気工事設備工事と、このような工事へ変更を行うことで協議が決定されたと重なりますけども御説明申し上げたところであります。それによりまして、よりこれまで専門的であり、また専門業者である施工業者、設計業者さんに御意見いただいたことで、最終的にこのように進めたらよかろうということでございましたその決裁をいただきまして、私も教育長としても決裁をしたところでございます。

そういうことでございましたが、やはり安易な協議のあり方等につきましても十分反省しなきゃならないと思いながら、また議会の御説明等もしなかったことを大変申し訳なかったと思っております。概要と同時におわびを申し上げたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 蒲池議員の御質問について、町長、教育長と重なるところはございますが、事務を行いました私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。ふれあい会館の天井パネルの崩落の原因というのが、空調ダクトの結露によるものと判明をいたしましたので、全面を改修、天井パネルを張り替えたといったしましても、この根本の原因が解消されなけ

れば、全面天井パネルを張り替えたといたしましても、繰り返しの状況になるという判断が下された上で、それで全面改修というのを行いませず、空調ダクトの結露防止を優先して工事を行いました。そのほかには空調ダクトのずれ、それから電気設備のずれなどもありましたので、そちらの補強工事のほうも行っております。それで11月の10日に協議書が請負業者の高岡建設のほうから協議書の提出がございました。内容的には今のような内容のものでございます。それに伴いまして、設計の業者、それから当時の担当者で、その協議の出ましたことについて、再度調査を行いまして、この2名で協議をし、再調査を行っております。そして11月の16日にその協議に伴いましての変更を行うこととして、12月の5日の日に工事変更施工伺いのほうの決裁を受けております。

その変更理由でございますが、当初設計では天井を軽量天井で施工を計画していたが、足場設置後、詳細に調査を行った結果、軽量天井での施工は不要であり、石膏ボードで一部改修150平米を行いたい。なお、経年劣化により漏水工事及び地震の影響で電気設備工事が増額となったが、全体の事業費としては減額となる。以上のようなことが、変更理由でございます。決裁を受けておりますが、この協議があったときに設計変更伺いの前にですけれども、協議の内容について確認・助言をする、そういう場を設けずにそのまま2人設計業者と担当の者でつくりました変更設計書のほうを回覧しております。それが現在のように大規模な変更になりましても議会等に説明することなく行ったことが問題点と意識しております。それにつきましては、職員としての事業に対する怠り、そういうものがあったものと考えております。そのためには私たち事務に関わる者が一人一人がスキルを向上しコンプライアンスに努め、二度とこういうことが起こらないように改善したいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） これは6月2日の臨時議会において承認して進められたわけでございますけれども、町長の説明の中にはこれは耐震改修をする、安心・安全のためにはつり天井を取らなければいけない。それが県からの指導でもあるってということが前提の説明じゃなかったんでしょうか。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 私の記憶違いでしたら御勘弁ください。県からの指導と申し上げておりますかね。

○3番（蒲池恭一君） 耐震に引っかかっているというぶん。

○町長（福原秀治君） そうです。そうです。今日、冒頭申し上げましたように、国交省の耐震の基準にはつり天井であるがゆえにですね、達していないということで、天井の張り替えを行いたいということで承認をいただきました。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今一度聞きます。これは耐震が、学校も含めてですね、行われていないからこそ、これはつり天井の撤去ということで上程され、議会が承認したことに間違いありませんよね。お伺いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 撤去、張り替え、軽量ボードに張り替えということでですね。間違いありません。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） ほかの小学校等はこういう変更はなかったんでしょうね。ちょっと教育長、把握されてますか。学校教育課長でもいいですけど。一緒に提案がありましたので、お聞きしたいと思いますけど、ほかのそこはこういうことありませんよね。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） お答えします。学校関係ではございません。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 先日の全協の中でですね、まず最初にちょっと指摘したいんですけど、この大事な問題を町長は5月16日の全員協議会の中で、口頭にて説明をされましたけども、こういう大事な案件をです、口頭で説明を理解をしていただくという町長の認識はいかがなもんかなと思いますけども、それについてどのように思われますか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） その点については甘かったということで、反省をいたしております。状況としましては、資料等々がその前のやつと間に合ってなかったものですから、まずは私なりにまとめまして御報告という形でやらさせていただきました。おわびいたします。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） これは本当に大事な問題ですよ。住民監査請求が出てもおかしくないし、今議会の中で辞職勧告決議案、もしかしたら不信任案が出てもおかしくない案件ですよ。それをですね、ただ口頭でしようとか、そういうことじゃ本当にですね、議会をですね、冒瀆してるってしか思えません。そこをしっかりと踏まえながらですね、質問させていただきますけども、まず震災がありまして、早急にふれあい会館の建設当時の設計業者に連絡を取り確認をしてもらった

ということがこの資料の中にありますけども、そのときはそれが原因だったとは思われなかったわけですか。結露が原因だと今言われてますけども。お伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 崩落したところは以前からカビが生えたり、水がずっとしみて、その部分の下から見ても黒い形で出ておりました。その部分が崩落したところになります。それで詳細については、下から私たちが見るばかりでしたので、その結露というか、その部分が正式にこれが原因ということは実際わかっておりませんでしたので、足場を組みまして上に上って見たら空調ダクトが、普通小学校とかのつり天井の場合には中のほうに空調ダクトはありませんが、ふれあい会館の場合はつり天井の中に空調ダクトがございまして、その空調ダクトの吸ったり吐いたりそうするところが、そこには以前から断熱材的なものを巻いてしてありましたが、そういうものが経年劣化によりまして破けたり剥がれたりいたしておりました。その分で結露のほうがありまして、その部分が落下したということがわかりました。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 前からそこは結露しよったってということですね。しかしながら、設計委託料を随契ということで、多分同じ業者にされてるから随意契約になってると思いますけど、300万ですね。これは軽量天井に替えるための設計委託料並びに監理業務委託料ですね。割合としてはどがん違いがあるんですか。幾らぐらいの設計をしてもらったってことはわかるんですかね。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 昨年の臨時議会のほうで予算を請求お願いをしたときには、300万で予算を計上させていただいておりますが、実際には建築設計士との契約金額のほうは291万6,000円ということで金額の算出を行っております。ですから、この業務の内容につきましては全面張り替え、それが主な分になるかと思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 結局、その291万6,000円は無駄になったということですか。設計委託料はそれでされたわけでしょう。誰がそれ補償するんですか。本来なら設計委託料をして、そこが問題だということそのときにはわからなかった。だから足場を組んで確認したら、足場の金額って幾らだったんですかね。わかりますかね。1,000万ぐらいかかっているんですか。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） ただいまの足場の設計金額でございますが、変更設計後に1,097万5,000円となっています。1,097万5,000円。足場の工事になります。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 5月16日の全員協議会の中で、町長は震災の影響もあり労務費の増加、資材の高騰、廃棄物処理の高騰などにより変更になったという答えがありましたけども、そのことは事実でしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そのときの後の発言で修正したと思いますが、それをやるとなると予算を大幅にオーバーするということでした。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） だから工事に変更になったんじゃないですか。一番の原因は。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。一番大きな要因としては、先ほど社会教育課長が申し上げましたように仮に天井の張り替えを行ったとしても、結露等々の問題を解決しないと、また同じような状況が起きかねないというような面もございました。それから予算の部分も確かにあったろうかと思います。しかしながら、今現在ですね、業者のほうの言葉を借りれば、しっかり補強してあるので、当初の状態に。当初というのは建設時ですね、の状況に戻っておるというような言葉でございます。したがって、一番大きなところは天井を張り替える必要がない。それよりもダクト等々の対応のほうがまずは大事であったということであろうかというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 我々に提案されたのは耐震の問題で、うちが耐震ができてないから、つり天井が耐震のクリアできていないからこれを提案されたわけじゃないんですか。それをもとにされたておかしくないんですか。今の答弁自分でしてて、つじつまが合わないということはわかりませんか。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そこは冒頭も申し上げましたように、重要な設計の変更につきましてですね、議会のほうへの報告、あるいは協議というものを省いてしまったことにつきましてはですね、これはもう何の弁明の余地もありません。私の。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 弁明の余地がないって当たり前じゃないですか。しかしですね、提案されて結果的に結露が原因だった。結露が原因なら結露のところをなぜ先に調査しないんですか。足場を全部1,000ですか、97万ぐらいですか。1,100万ぐらいをかけなければ、その調査でできなかったんですか。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 足場についてでございますが。

○3 番（蒲池恭一君） すみません、足場などを組まなければ、それができなかったんですか。答えてください。調べられなかったんですか。

○社会教育課長（荒木和富君） 全面を調べる必要がありましたので、つり天井から調べる必要がありましたので、全面の足場を組んだということになります。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） この結露の部分を調査するためには、全面の足場を組まなければいけなかったということで理解してよろしいんですか。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） はい。その足場の全面の理由につきましても協議をされておりました、全面足場が必要だったということになります。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） その結露の部分は何か所でもあるんですか。1カ所ですか。2カ所ですか。10カ所ですか。全面ということは、それは何平米ですか。これ確か最初は700ですね。700です。それだけの何か所もあるんですか。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 実際、天井の中に隠れておりましたので、それが何か所あるかはわかっておりません。しかし移動のような足場もございますが、それではフロアから天井までが高くて非常に危険ということで、全面のつり天井を設置することに判断いたしております。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） それであるならば、1,100万の設計委託料の中に織り込むべきじゃないですか。調査しなければわからないという、結果的に。違うんですか。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 当初の設計委託の中には工事内容が変更になりましたので、そのものについての設計委託というのは入っておりませんでしたが、つり天井部分をダクトのほうに、予算をそちらの予算のほうに持っていく形でしております。監理をお願いしておりますので、当初の設計委託の中には全面の張り替えから空調ダクトのずれ、それから結露防止というののほうが入っておりませんでしたので、ちょっと内容的には変わりますが、その設計委託料の契約の中で設計変更分についても監理、設計のほうをお願いをいたしております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 失礼ですけど、・・・・・・・・・・・・・・・・。結果的に結露が原因だったということで判断をされましたけども、見に行かれたんですか。教育長並びに社会教育課長は。写真とか残っているんですか。結露の状態とか。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 工事を行うまでにはダクトの結露それ絡みについては、工事前と工事後の写真がありますので、それで結露状況、それから先ほど言いました断熱、そちらのほうが破損したり、そういうものは確認することができます。

○3番（蒲池恭一君） 見に行かれたんですか。

○社会教育課長（荒木和富君） 私のほうはそういう状況を見に行ってはおりません。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 私も先ほど課長が申し上げましたように、実際の写真等ではですね、確認はしておりますけれども、工事が始まってからの工事現場へ私も二度参っておりますけれども、その協議の前後のところでは私も行っておりません。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 業者さんからですね、入札された業者さんから協議書の提出がなされております。その協議書がなされましたけども、この時点で課長は印鑑を押されてますので、間違いなく知ってらっしゃったということで理解していいんですよね。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） はい。私が内容的には知ってたことになります。知ってました。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今のは知らなかったということですかね。知っているようになってたということで、知ってなかったということですかね。お答えください。ここは議場です。議場ですよ。ね、課長。本当のことを言わなければいけませんので、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） お答えいたします。当時の担当者の方が私のところに来られたときに、一番いい方に工事関係のことについて頼って、その方がスペシャリスト、役場では先輩でスペシャリストということで安心しておりました。その方が協議をされて決裁等持ってこられたときに、私のほうも先ほど申しましたがそういう知識等がございましたので、その当時の担当者、監督員の方が持ってこられますと、それにどこを聞いていいのか、問題点があるのかという、そういうところまで私のほうとしては認識をいたしておりませんで、そのまま鵜呑みにしましたというか、そこで本来は聞くべきところでしたが、聞くことをせずに印鑑を押してしまいました。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 本当に今後はこういうことのないようにですね。私は課長をですね、責めるために一般質問をしてるわけじゃありませんけど、やっぱりこういうことがあってですね、やっぱりそういうことはないようにしていただきたいと思いますし、最終的にはですね、町長の責任だと思います。もう本当にですね、こういうことがあってはならないし、僕は全国津々浦々市町村を見ても、こういうことが起こるなんか思ってもみませんでした。総務課長、事務方のトップとしてですね、どこの時点で問題があったと思われますか。今把握されてるならですね、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 今の御質問にお答えします。私たちはですね、電気工事であつたりとか様々な工事、金額は何十万から何百万といったようなことで、各々担当者がその施設の担当としてですね、工事に携わります。そこでやはり職員一人一人が電気工事の文言、いろんな専門用語が見積り・設計書の中に出てまいります。わからないならわからないなりにそこで業者の方の協力を得てですね、その内容をしっかり把握して、そして工事現場に必ず行って、そして確認をするというのがもうとても大事です。そういった意味からしますとですね、御指摘のとおり見積りの文言、例えば20万の電気工事のエアコンの工事にしましても、いろんな専門用語がわからずにそれをそのまま負担行為の資料としてあげてみたりと。それは多少なりとも今もあつてるような気がいたします。私もできるだけそういったのをですね、なくすために質問をするようには

しておりますけれども、そういったところが非常に職員の意識が欠けてると。わからんならわからんなりにはってくというようなことじゃ、決していけないというふうに思います。そういった自分で理解すると。その内容をですね。そういったところが、多少なりとも欠けているのかなというふうに思われます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） これは甚大なる熊本大地震ということで、本当にあってはならないことがですね、起こってしまって、その対策ということで議案が提案され、我々議会は認めたわけでございますけども、これはもしかしたら国・県からそのつり天井の撤去に関してはですね、耐震とかで引っかかってましたので、うちはですね。補助金がもらわれたかもしれません。これをしたことによってもらえないようになってます。どうですかね。もらえないでしょうね。どうでしょうか。総務課長でもいいですけど、社会教育課長でもいいですけど、お答えください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） ふれあい会館は町の体育施設になっておりますので、その点で工事をするにあたりましては、いろいろな補助金がないかという形で調べもしましたが、ふれあい会館についての補助金等合致するものがございませんでしたので、補助金等はもらわずに自己財源のみで改修工事のほうをいたしたところです。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 私はですね、つり天井ということで、耐震の影響でこういうことになったと。そして耐震にもひっかかっているということで、補助金がもらえるかもしれませんということの説明を受けてますけども、その工事をしなかったわけですね、実際言って。それに関しては、どのように考えられるんですか。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） つり天井につきましては、社会体育施設については、まだその時点でのつり天井の改修についての補助金が来るとか対象になりますというのは、そういう通知のほうは来ておりません。今もつり天井についてが、どういうことで改修しなさいとかそういう正式なものは来ておりませんので、今までも同様に補助金というのはありません。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 学校については、学校施設だから来るんですかね。つり天井に。その耐震の改修にですよ。すみませんね、通告書もしてませんけど、どうですかね。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） 耐震というかですね、和室は非常に遅れておりまして、つり天井に関しては、結局3分の1の補助ちょうか、学校施設でね。

○3番（蒲池恭一君） 普通はないんですか。ふれあい会館とか。

○学校教育課長（樋口哲男君） すいません、そちらの社会施設というかですね、そこまでの情報はちょっと把握しておりません。すいません。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 総務課長、わかりますよね。結局耐震が遅れてたと。それは確かに遅れてましたよね、学校建設でいろいろありましたので。しかしそのふれあい会館に関しては、つり天井を改修したときには出なかったのか、出たのかですよ。それともう一つ一番大事なのは、この2,592万5,000円が妥当な金額なんでしょうか。設計委託料も含めてですよ。これはもう1回調査すべきじゃないんでしょうか。お答えいただきたいと思います。町長、どうですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 設計変更の見積りということで、それを信じたわけでございますけども、妥当かどうかということは、今ここでは明確な答弁はできない。そういう資料を持ち合わせてないという状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） この設計を変えられた設計伺いがあがってますけども、設計を変えられたのは設計業者、委託されたこの会社で間違いはないんですか。吉武建築設計室でありますけども、この方がこの新たにこういう改修工事ということで、設計をされたんですか。お伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） はい。間違いありません。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私は合点がいかんとはですね。なぜ耐震に引っかかっているからつり天井の改修工事がこのようになったかって、やっぱりいまだにわかりませんけども、それをなぜ説明をする機会を設けなかったんですかね、町長。町長、ここに工事変更施工伺い書がありますけども、12月5日の時点でしっかり決裁されているじゃないですか。こがんことが行政として認められると思うんですか。お伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） その部分については、非常に安易であったというふうに反省を申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 安易とかの問題じゃないですよ。これ全然違う。前回の一般質問の中で言われてましたが、これは全然違う工事じゃないですか。全然違う工事ですよ。我々に説明されたのは、耐震に引っかかっているからつり天井を撤去して軽量に替えんといかんということが我々に提案された理由じゃありませんか。結露をしてるからじゃないじゃないですか。違うんですか、教育課長、町長、教育長。しっかりお答えください。一人ずつ。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。確かに天井の張り替えということで承認をお願い申し上げました。途中変更がありましたことについては、当然今にして思えばですね、議会への報告・協議もなさなくてはならなかった状態だと思いますけれども、安易に決裁をいたしてしまいました。申し訳ございません。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 蒲池議員御指摘のとおり、本来全面天井材の張り替えということで予算をいただきながら別工事をしてしまったという結論に。ましてやそれにつきまして、具体的にそういう状況につきまして説明をしなかったということにつきましては、本当に私ども職務怠慢であると言わざるを得ないと、私自身も深く反省しているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 私も協議書の回答をする前に、設計と当時の監督員で協議を再度行った場合に、その協議書の内容について深く知る意味がありましたが、それを協議書の内容についても確認・助言をいただく、そういう場を設けずにそのまま決裁のほうに回して、大規模な大きい設計変更となりましたが、そういうものについて議会のほうに説明する場を設けなかったことについては、非常に申し訳なく反省をいたしております。それでこれからそういうことが二度と起こらないように、いろいろな意味で先ほども言いましたがスキルの向上、そして不明な点については設計、若しくは専門家等の意見を聞いて解決をして、こういう場に臨んでいかなければならないと深く反省をいたしております。こういうことが二度と起こらないようにしたいと思います。申し訳ありません。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） もう一つ伺いたいんですけど、結露の部分で改修工事は幾らぐらいかかってるんですか。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） 結露の部分につきましては、天井ボードの取り替えからその分につきましては金額が450万6,000円明細。

○3番（蒲池恭一君） 結露の、その結露ですよ。

○社会教育課長（荒木和富君） 結露の部分につきましては、166万円でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） はい、3番です。結局はこの2,900万っていう入札で取っていただいて、あと166万足せば、結露の工事はできたわけですね。本来であるなら。それが入札じゃないんでしょうか。本来でありますと。もしかしてですね、こういう現状だから議会のほうに提案されれば、その工事をされれば、それは我々ももう足場も組んでますのでそれはでけんって業者を泣かせる必要はありませんので、我々もですね。それが妥当な金額だということであれば、それは166万かけて、プラス幾らになるかわかりませんが、それもしっかり提案されるべきであつたろうと思います。しかしながら、このようになってしまいました。耐震に引っかかるつり天井が、このまま今使用中止になってます。ある議員の一般質問の中で、その翌日からかわかりませんが、一般開放されてる中でまた閉められたということですけど、今後これをどういうてんまつに、使用にしてもどのように考えられるんですか。もう8分しかありません。よろしくお願いします。簡潔明瞭をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） この工事終了後にですね、5月でございます。施工業者、設計業者に、それから当時の担当者もそうですけども同席いただきまして、現地を確認いたし、それから安全性ということにつきまして、しっかりと聞き取りをいたしました。その結果によりますと、通常の使用について、安全性は問題がないという答えといいますか、結論でございます。専門的な知識はございませんけれども、再度そこを確認しまして、それから事後の対応に対する改善策も提示申し上げまして、日常の使用については元に戻させていただければありがたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 安心・安全を確保することは当たり前ですので、しっかりと判断をしていただきたいと思いますけども、耐震に引っかかってるからつり天井を改修工事をしなければならなかったことに関しては、どのようなてんまつをされるんですか。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） これは一に、最終決裁者であります私の責任でございます。これは別途切り離すわけにはいきませんが、切り離してですね、この件についても御提案を申し上げたいと。いわゆる責任の所在ですね。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） あたかも部下がしたけん、私は責任取りますっていう言い方ですけど、12月の5日にその判断をしなければ、こぎゃん間違いにはなってないんですよ。はっきり言えば。全部自分の責任じゃないですか。あたかも部下をかばったようなですね、答弁をしてもらっちゃ困ります、僕は。こがんことぐらいですよ。こがん伺い書を持って印鑑を押されとる。間違いないんでしょう。これ確認されたんですか。こういうことが行政としてあるんですか、普通。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） これは御質問を受けた当初から、私の責任であるということは申し上げております。このことに間違いはございません。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） すみません。町長にそういう協議がなされたのはいつの時点ですか。11月10日に協議書の提出並びに協議書の回答とありますけども、町長はどこの時点でわかれたんですか。これが工事がもう大幅に変更されるということを。全然違う入札ですよ、これは。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 12月5日付けの施工変更伺いが実際私の手元に回ってきたのは、申し訳ありません、記憶に定かではありませんけども、5日付けの施工伺い、施工変更伺いが回ってきた時点であります。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 町長に提案があります。これに対してですね、本当に妥当な金額なのか。2,500万が。それはですね、あなた自身のお金ですべきですよ。調査するのは。そしてそれはそういう協議書をつくる。協議会をつくる。これに対して間違っていないのかと。それぐらいのことをしなければ、これは解決しませんよ。せめて。この金額が。結露の工事って166万でできるんですよ。なぜそのときに一緒にしないんですか。またいつか耐震で引っかかっている我が町は提案されるんですか、つり天井の。この問題は本当に大きいと思います。

ここにおられる執行部の皆さん方に最後に提案してですね、質問を終わりたいと思いますけども、こういうことがですね、二度と起こらないように。これはもう本当にですね、計画の完全な変更ですので、入札から全然違うんですよ、これ。皆さん方もしっかり理解されてですね、社会教育課長には申し訳なかったですけど、しっかり反省されてると思いますので、これを機にですね、このようながないようにしていただきたいし、執行部の皆さん方にもですね、今以上に気を引き締めて、私自身も気を引き締めて頑張りますけども、ともに頑張ってまいりましょう。これをもちまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 以上で、蒲池議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午前10時59分

再会 午前11時10分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小山議員の発言を許します。

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 改めまして、皆さんこんにちは。7 番議員の小山でございます。本日は金栗四三氏大河ドラマ決定をアピールするために、金栗マラソンのポロシャツを着用して一般質問に臨みますので、よろしくお願いをしておきます。それではただいまから平成29年6月定例議会一般質問初日2番目の質問者として、先に通告しておりました通告書に従い、これから一般質問を行いますので、執行部におかれましては要点のみをわかりやすく簡潔明瞭に答弁いただきますよう、まずもって冒頭をお願いをいたします。

さて、先般4月4日の熊日新聞1面に、正確には4月3日の発表でございましたが、2019年NHK大河ドラマ、金栗四三氏主人公決定の報道が町中を駆け巡ったことは御案内のとおりでございます。まさに降って湧いたようなビッグニュースに町中がその話題でもちきりとなり、町民は感動と喜びに包まれたのは言うまでもありません。さらにそのあとの4月28日、二千年にわたる菊池川流域3市1町の米作りが日本遺産に認定されるという、これまた本町にとりましては光栄なビッグニュースであり、今流で言えば「神ってる」と。神がかってると言っても過言ではありません。今回この二つのビッグニュースをこれからのまちづくりや地域活性化に取り込んでいくとするならば、町にとってそれこそ計り知れない恩恵が得られ、まちづくりの真の起爆剤となること間違いのないと思います。そのためにはまちづくり推進本部等の受け皿づくりや、観光振興策並びにまちづくり戦略など、町挙げての対応が必要不可欠かと考えますが、今回それに類する一般質問が4名の議員から出ていることでもわかるように、今後の本町のまちづくりに対する注目度や関心、期待の度合いがいかに高いかということがわかると思います。とにかく今後の執行部の対応に注目していきたいと思います。前置きが長くなりましたが、これから早速一般質問に入らせていただきます。

まず、質問事項1点目の肥後民家村について、次の3点について伺います。1点目は肥後民家村入りロゲート横の茶屋「蕎麦屋木阿彌」と旧布施家住宅「能面工房・嘉祥苑」への一方的な賃貸契約解除通告が行われたと聞きますが、その真相と事のてんまつはどうなっているのか伺いたいと思います。

次、2点目でございますが、民家村施設使用の許認可及び認定基準はどうなっているのか。また、退去通告に至った根拠とその理由について伺います。

3点目は、現在退去通告の撤回を求めて署名運動が行われておりますが、見直し及び撤回の考えはないか、町長の見解を伺います。

以上、肥後民家村につきまして3点について質問いたしますが、大変勝手ではございますが、できれば1項目の3点につきましては、5分以内で要点をまとめて答弁いただきますようお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 小山議員の御質問にお答えをいたします。肥後民家村についてということでございます。5分以内ということで、極力それに間に合いますように回答をさせていただきたいというふうに思います。

一番目の肥後民家村入りロゲートの茶屋「蕎麦屋木阿彌」と旧布施家住宅「能面工房・嘉祥苑」への一方的な賃貸契約解除通告が行われたと聞くが、その真相と事のてんまつはどうなっているのか伺いたいということでございます。平成29年度の肥後民家村施設利用者につきましては、平成28年度施設利用者より公募選考を行っております。それ以前は、施設の既存利用者に対し担当課で面接等々を行い、その結果により使用許可申請書の提出を受け、使用許可をいたしておりました。しかしながら来場者も激減し、民家村施設の財源負担のコストパフォーマンスの改善を図る意味でも施設の活性化の課題がありまして、集客等へのより積極的な施設利用者発掘も含めて公募選考方式を取り入れてまいりました。今回の公募については、昨年11月より公募の告知を開始し、応募期間を29年1月11日から1月31日として公募をいたしました。3月2日に選考会を実施し、その結果に基づき3月15日に選考結果の通知を行ったところであります。その際には、お蕎麦屋さん、能面工房さんともに御理解をいただき、御了解をいただいたと解釈をいたしておりまして、新しい利用者への通知を含めて手続を進めた次第でございました。また町としましては、本件施設利用形態としては賃貸借契約に基づく使用ではなく、肥後民家村の設置及び管理に関する条例に基づく行政処分としての1カ年間の使用許可であるというふうに受け止めております。

2番目の民家村施設使用の許認可及び選定基準はどうなっているのか。また退去通告に至った根拠とその理由について伺うということでございます。許認可形態につきましては、先に申し上げましたとおりであります。選定基準につきましては、民家村をより活性化するには、またよ

り集客増加と地域活性化を実現するためにはというのを基準として考えております。退去通告とその根拠、状況につきましては、詳細を担当課より答弁申し上げたいと思います。

3番目の現在退去通告の撤回を求めて署名運動が行われているが、見直し及び撤回の考えはないのか町長の見解を伺うということでございます。署名運動につきましては、要望書として受理をさせていただきました。お蕎麦屋さん木阿彌さんにつきましては、十余年にも及び肥後民家村に入居いただき、底堅いファン層を築いていただきましたことにつきましては、決してこれは言葉だけではなく、ありがたく感謝を申し上げております。また審査結果につきましては、お蕎麦屋さんが総合的に低かったということではなくて、総合的な見地から新しい応募者が上回ったということでございます。見直し撤回ということでございますけれども、先に申し述べましたように、新しい応募者の方に使用許可通知も出しております。至らない点が多々あったかと存じますが、何とぞ御理解をいただきたくお願いを申し上げる次第でございます。お蕎麦屋さんにつきましては、この後の要望書等々の対応を含めまして、しっかりと御説明、それから必要がございましたら、至らなかった点についてのおわびを申し上げてまいりたいというふうに思います。また能面工房さんにつきましては、新しく設ける施設も含めまして、可能な範囲での検討をいたしているところでございます。

以上、第一答弁といたしまして、後は担当課より答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 退去通告の根拠につきまして、御説明を申し上げます。肥後民家村の設置及び管理に関する条例に基づく使用許可の行政処分でございますので、この条例に退去通告を出さなければならないという根拠規定があるわけではございません。平成28年度の使用許可証におきまして、肥後民家村すべての工房が平成29年3月31日までの使用期限ということで許可をしております。よって実質的に使用期間が満了したということになると考えております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま町長とそれから担当課長から、契約解除の真相とこれまでの経緯でんまつにおいて答弁がありましたが、今回のこの問題を取り上げた理由は、私はあくまでも事実関係を明らかにしたいとの思いで質問をしております。いずれにしましても、双方に行き違いがなければこのようなことにはならなかったと思いますが、今回の直接の原因はどこにあると思われますか。端的に町長、お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先ほども申し上げましたとおり、当初は御理解をいただいているというふうに解釈をしておりました。申し上げましたように、御説明それから通告の中でのですね、至らない点、説明不足の点、あるいは説明をそのとおりにお受け取りいただけなかった点等々が挙げられると思います。このへんの丁寧な説明が足りなかったかなというふうに思っております。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただいま直接の原因につきまして答弁がございました。実はこの話を聞きましたのが、5月の大型連休のイベントのときでございました。肥後民家村で第15回の、これは里山美術展が開催されておりました。私たちの町おこしグループであります手漉き和紙保存会もですね、紙漉きコーナーに出店をしていましたので、そのとき初めて蕎麦屋さんと能面工房さんの二人からこの相談を受けたわけでございます。そのとき話されましたことをそのまま伝えますけれども、自分たちは6月いっぱいここを出なければならなくなったとそのとき言われました。そのいきさつを聞きましたが、とにかく3月15日に役場の担当課から3名来て、退去通告を口頭で言い渡されたと聞いております。そこで当時立ち会っておられました担当課長に聞きますが、当事者の二人はあくまでも口頭伝達だけで文書はもらっていないと言っておられますが、そのときの状況はどうだったのか伺います。それが1点です。

それと職員が退去通告を言い渡すときのやり取りを聞きましたが、それを聞いてびっくりいたしました。とにかく高圧的な態度で。もうそのまま言いますよ、言われたとおりに言います。高圧的な態度で、しかも一方的に罵倒されたと聞いております。そのときの状態はそこにいたものしかわからないと思いますが、とにかく2事業者が口をそろえて言われたことです。ですから間違いなと私は思いますが、実際はどうだったのか。その点についても、担当課長にこれは答えていただきたいと思います。なお、本日は傍聴席にも当事者の方が来ていると思いますが、ありのままを答弁願います。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 御指摘の3月15日について御説明を申し上げます。口頭のみで退去通告を言い渡したということでございますが、2者に対しましては、その当時の課長と課長補佐であった私、そして担当の3名で直接面会をして、選考結果について御説明をいたしました。併せて平成29年3月14日付けの和水商観第211号の文書を手渡しして選考結果についてお伝えしているところです。さらに補足で申し上げますと、そのときは2者の方それぞれ御理解いただいた様子に私どもはお見受けをしたところでございます。

そのときの内容を少しお話申し上げますと、まず蕎麦屋さんにつきましては、その当時の課長から「選考しました結果、新たに応募された方に決定いたしました。これまで長年民家村の発展に御尽力賜りありがとうございます。申し訳ありませんが、6月末までの猶予期間ということで、整理などをお願いいたします」というように申し上げたと記憶しております。蕎麦屋さんか

らは「一部の選考委員の質疑の内容、口調に憤りを感じている。最初から私たちを追い出そうと決まっていたのではないのでしょうか。次はどちらに決まったのですか。すぐには出られないので、一時荷物を布施家の倉庫などに預かってもらえませんか」などの話をいただきました。それに対して、「いいえ。最初から決まったお話ではございません。新たに選考した方はカレー屋さんです。期限は設けないといけませんが、荷物の一時預かりは可能と思います」などとその場で回答申し上げたと理解しております。

次に能面工房さんにつきましては、同じく課長と私と担当の3人で面会をそのあといたしましたして、蕎麦屋さんのあとにいたしまして、「ああ、そうですか」と課長の話をお聞きになり、「そうですか。わかりました」というようなことで面会が終わった次第でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいまの答弁では、文書回答したとはっきりと明言されました。とにかく入居者の気持ちとしては、町からの一方的なこの退去通告を受けたということに対するその不服と、それから選考基準が不明瞭なために納得できないということで、お二方はとにかく文書で回答してもらいたいと強い要望がございましたので、私は里山美術展が終わりましたあとの5月の12日の午前中に、その話を町長と担当課長のところに持っていきまして、できることならば双方の話し合いで円満に解決できるよう要望しましたけれども。それは町長、間違いなかつですね、そのときは。そのとき町長はですね、文書で回答するよう担当課長に指示しておりますとの答弁でした。それで先ほどの担当課長の話では、3月15日に文書で回答したということですが、その期日も文書で回答したのも間違いはないか、再度確認をいたします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） はい。3月15日の文書は間違いございません。それから小山議員様からも直接もっと説明責任を果たして、なぜ出られなければならなかったのか、そういった選考理由それから選考基準等も含めて、文書での回答をしっかりと念押しをいただきまして、町長からの指示もありまして、5月25日蕎麦屋さんに対してはさらに文書にて回答いたしております。それから5月26日、これはすみません、篠笛工房さんからも質問があったので、それに対する回答をしております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま答弁がありました和水町商工観光第211号平成29年3月14日付けで文書で回答したと今答弁がっておりますが、実は私がお聞きしている、またお手元にもらったのは同じその発番で同年月日でございますが、5月17日にその肥後民家村施設利用者選考第二次審査の結果について通知ということがっておりますというふうに、私のほうにはお話がありました。公文書の番号はもう一度確認しますが、和水町商工観光課第211号平成29年3月14日付け

の日付となっておりますが、その点は今の答弁ではもう間違いないということでございますけれども、なぜかそこで話が食い違っております。といいますのも、例えば5月17日にこれはもらっておられますね。17日もらったとおっしゃる。初めて。今の発番と同年月日ですね。これが5月17日に私たちは初めて文書回答いただきましたということでございました。それでとにかくこれは3月15日口頭で通告があったということでございますが、課長の話では文書でも回答したということでございますが、それからしますと日数が60、例えば5月17日にこれが初めて出たと想定しますけれども、そうなりますと要するに口頭で通告があったと聞いてから、63日目になってやっとその文書が出たというふうに私はお二人のお話聞いて受け止めたわけです。それでは、その空白は一体何だったのかなというふうに私は考えざるを得なかったわけでございますが、しかし、今の答弁では3月の15日に文書で回答したということでございますので、そのへんの事実関係が私にははっきりと定かではございません。それはそれとして、一応また受け止めながら先に進めたいと思いますけれども、その点はもう間違いないですたいね。もう一度確認させてください。お願いします。くどかようで、すみません。お願いします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） はい。間違いございません。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） そすと関連いたしまして、和水町商工観光第41号平成29年5月25日付けで発送されました内容はどういうことでしょうか。お尋ねします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 先ほども御答弁申し上げましたが、民家村の選考結果につきまして当事者の方からどういった基準で選んだのか、それから選定した理由は何なのか。なぜ選ばれなかったのかという御意見をいただきましたので、それに対する回答ということで、回答内容を若干簡単に御説明申し上げますと。よろしいですか。で、文書をだしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今回この問題となっておりますことはですね、最初の段階で、3月15日の段階でいいと思いますけれども、執行部がですね、もっとやっぱり丁寧ですね、対応していればこんな騒ぎにはならなかったと私はお話を聞いてそう思いました。なぜならばですね、その蕎麦屋さんにしろ能面工房さんにしろですね、二つの利用者のお気持ちはですね、ともに同じような気持ちでおられます。これまで町長も先ほど答弁されましたが、民家村に長い間お世話になったと。非常に大変お世話になって感謝していると言われておりますが、それがお二方の率直な気持ちだと私は受け止めました。そして蕎麦屋さんの場合はですね、自分たち夫婦は15年間お世話

になっている身だから退去することにしがみついたり、固守したりするつもりはないとまで言われております。一方の能面工房さんも、これまで10年間お世話になったことへのですね、感謝の気持ちをとくとくと私のほうにも話をされましたし、一度もそのことは忘れたことはないと言われておりますし、退去するにあたっての思いを私に言われましたが、「立つ鳥跡を濁さず」という言葉で自分の気持ちを表現されていまして記憶に残っております。ただ2事業者が憤慨しておられるのはですね、10年も15年も世話になってきたのに、ただ口頭だけで、しかも選考内容も理由も告げずやめてくれと言われたと、そうおっしゃるものですから、私はそのままそれを受け止めてですね、今質問をしているわけです。だから一応、3月15日に文書回答があってないという判断で私は受け止めて話をしておりますので、そういうことを使っておりますけども、いずれにしろですね、この文書のやり取りの行き違いがあったということは、今のやり取りで大体わかりましたけれども。

それからもう1点そこでそれで関連してお尋ねしますが、私も行政に身を置いてきた一人でございますが、言わせていただけますならばですね、先ほどの3月15日の対応の中身がはっきりまだいたしません、あのときは一方的にですね、高圧的に罵倒されたとおっしゃったんですね。そういう言葉が使われましたからそのまま事実関係を申し上げております。それでですね、やっぱ職員は常に公僕でなければならないはずですよ。それが一つのちょっとした言葉遣いでは、いろんな間違いを起こします。とにかく住民に対してですね、失礼な言葉を発したり、罵倒する、もし仮にですよ、罵倒したとするならとんでもないことでございます。役場職員が全部そうだと思いますが、最近の傾向としてですね、言わせていただくなれば、本来のあるべき姿じゃあ。本分を忘れてですね、何か身の置き所をですね、勘違いしているんじゃないかと。もう一度、自分たちの身の回りからですね、原点に立ち返ってですね、反省をしていただきたいなと思うところがございます。とにかく町長、このことにつきまして町長の答弁を伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） この件の心構えといいますか、私を含めまして職員としてのあるべき姿、御指摘のとおりであるというふうに思います。なお、付け加えて申し上げれば、公僕という言葉が発言されましたけれども、公僕と同時にですね、コンプライアンスの部分のですね、下に水面下に隠れた部分、これをしっかりですね、私を含めて認識をしなくちゃいけない。先ほどのふれあい会館の件につきましてもやはり同じ意図だと思います。現れ方は違いますが、同じような気のゆるみといいますか、もう一度しっかりと考え直さなくちゃいけないと考えておるところでございます。私自身がしっかり手本になりますように、これから肝に銘じてまいりたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） とにかく先ほど退去通告に至った根拠と理由についても答弁が明解にございましたので、そのことについて一つ触れておきたいと思いますが、根拠については条例に基づいて執行したということでございます。改めて民家村の設置管理に関する条例第7条の使用許可及び同条例施行規則の第4条の第2項でですね、申請があった場合は審査を行い、適当と認めたときは許可するとなっておりますが、プレゼンテーションは十分やったのかどうか、その点を1点お伺いしたいと思います。プレゼンテーションは十分やったのかどうかということですね。今回申請のありました蕎麦屋さんも、能面工房さんについては2件とも適当でなかったと。先ほどの町長の話では応募者が多かったためというふうな説明がありましたが、その条例の中にあります適当である、ないというその理由について、もう1回明解な答弁をお願いしたいと思います。なお、そのことと6月2日にですね、町長のもとへ民家村の2事業者が1,054名の署名を持って要望に来られた際、町長のコメントの中にですね、こういうことがあっております。「至らぬところがあったことは反省している」と、「よく中身を検討して改めてお話ししたい」と答えておりますが、それは新聞記事に載ってございましたが、その真意について伺いたいと。併せて署名されました1,054名の方々へはどう答えられるつもりか伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まず1,054名の方でございますけれども、それぞれの思いを持って署名を出されたというふうに思います。したがって、今後この要望書に対する御説明あるいはお話し合いをしていかなければいけませんけれども、その分はしっかり受け止めてそういう場を持ちたいというふうに思います。

それから至らぬ点と申し上げましたのは、こっちはそのつもりで申し上げたことじゃなくても、その場のシチュエーションによりましてですね、違った受け止め方をしてしまうという場合も往々にしてございます。そういう部分につきましてですね、十分配慮したのかどうかというようなところがございまして、あのような言葉を使わせていただいたということでございます。今後後々十分反省し、改善していかなければいけないというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 今回のプレゼンテーションにつきましては、募集要領、選考審査基準書及び採点表に基づきまして選考委員会を開催し、審査の上、最終的に町長の決裁をいただきまして施設利用者を選定しております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） プレゼンテーションはお一人何分されたのか、お伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 申し訳ございません。この場にちょっと資料がございませんので、よろしゅうございますでしょうか。後ほど調べてということで。

○7番（小山 暁君） 調べる必要ないでしょう。実際プレゼンをされたのは課長でしょう。違うですか。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 再度伺いますが、答弁お願いできますか。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 今回のプレゼンテーションは合計30分、そのうち20分を提案者からの提案時間に、残り10分間で質疑応答という形で、選考委員6人の方からの質疑の時間を設けております。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 残り5分の内訳をちょっと教えてください。蕎麦屋さんと能面のプレゼン、お願いします。今30分プレゼンテーションの時間を設けたと。そのうちの20分は主催者側のほうからの説明だったということでしょう。

○商工観光課長（前渕康彦君） いえ、提案者からの。

○7番（小山 暁君） ああ、提案者からの。提案者から20分された。はい、了解しました。勘違いしておりました。オッケーです。はい。そしたら次いきます。議長よかですか。

○議長（杉本和彰君） はい。

○7番（小山 暁君） 今答弁がございましたので、一応それで納得いたしますが、要するに繰り返しになりますけれども、最終判断、結論を出すときにですね、もっとやっぱり考慮すべき点はなかったのかなというふうに私はその話を聞いて思ったわけです。そこで入居者の一人であります「蕎麦屋木阿彌」さんのほうでですね、これまでちょっと触れておきたいと思いますが、蕎麦職人であります中原これは正式には邦雄さんという方で、大牟田市の方でこれまで15年間にわたりまして、民家村表玄関のシンボルの存在としてですね、手打ち蕎麦づくりと観光客相手の蕎麦打ち体験などを通じて、県内外から広くなじみのお客さんや蕎麦のファンも喜んで活動してこられたと聞いておりますが、特に中原さんは蕎麦にかける情熱というのを人一倍持っておられる

方でございます。5月に開催されました里山美術展ではですね、行列ができるほど客があったと聞いております。

なお、一方の能面工房の嘉祥苑さんの能面師野村琉堂さんですけれども、この琉堂さんは能面や木彫り教室を開いてですね、これまでこれまですが、もともと山鹿市の出身の方だそうでございます、大阪に就職されて約30年ほど向こうで生活をされ、そこで能面の技術を習得され、晩年地元に戻られて肥後民家村布施家に活動の拠点を移して、これまで10年間能面文化をこの地域に根差したいとの一心でですね、一生懸命これまで取り組んでこれたと聞きました。現在15名の生徒さんを抱えて、能面づくりや木彫りの教室を開いておられるそうでございますが、この方たちの対応はどうか、それが1点です。

既に立派にその教室に入って独り立ちされておられる方がおられるそうですが、とにかく能面の技術を習得するためにはですね、10年かかるそうです。最短で。それで教えるほうも教えられ、ほうも辛抱強くですね、技術向上のため頑張ってきたと心の底から私に訴えた言葉が強く印象に残っております。とにかく蕎麦屋さんにしろ、能面工房さんにしろ、まさにですね、肥後民家村の和風のあの環境にマッチしたシンボリックな存在となっております、それこそ私はあそこの民家村の宝物ではないかと、私はそのように理解をいたしております。そこで町長に伺いますが、今の話を聞かれましたね、どう思われますか。率直な感想を伺いたい。それが1点と、もう1点はですね、町がこれまで進めてまいりました肥後民家村の活性化構想といいますか基本ビジョン、あるいはコンセプトに何か変更があったのかどうか、そのことを1点お聞きいたします。それからもう1点大事なことでございますが、このたび文化庁から菊池川流域が日本遺産に認定されました。御案内のとおりです。認定の要件の中には、菊池川流域にですね、有形無形の文化財を織り成す物語とか米作りの歴史、あるいは地域文化、伝統文化を紹介する地域ですね、魅力を発信できる要因がそこにあったから認定を受けたと思いますが、そのことを考えた場合ですね、今後の肥後民家村の位置づけや現在入居されておられる方々の存在をどのように考えているのか、2点目に伺います。確認しますが、一つは率直な入居者への感想、二つ目は基本ビジョンやコンセプトに変更があったのかどうか。3点目は日本遺産に認定された菊池川流域との関連で、今後の肥後民家村の位置づけ、あるいは入居者の存在の意義についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今回の選定についてどう思うかと、1番目でございます。そういう意味では、先ほどから御指摘もあっておりますけれども、それぞれにですね、純日本の純の心といいますか、雰囲気といいますか、それを守って本日まで民家村に入居していただきまして、その部分ですね、評価ということがいってみれば私どもの評価も足りなかった部分があるのかなと思いますけれども、次にそのコンセプトの変更ということでございますが、冒頭にも申し上げましたように、非常にですね、来場者も激減しております。その日によって違いますけれども、激減していることは事実でございます。コンセプトにつきましてはですね、集客をしっかりと

ただける事業者さん、それから情報を発信していただける事業者さん、このへんは今でも木阿彌さんなんかは発信はしていただけてますけども、プラスの地域の活性化等々にですね、精力的に動いていただける事業者さんを公募により募集したいというような思いも持っておるところでございます。

それから有形無形の日本文化の承継というのが、今度の日本遺産の大きな要因になったんじゃないかということでございます。そのとおりだと思います。今後はこれは答えになるかどうかわかりませんが、極力ですね、例えばカレー屋さんにしても、その雰囲気というのをですね、極力受けついでいただいて、御心配の点がないように一緒にやってまいりたいというふうに考えます。答えにならないかも知れませんが、以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） それでは時間がありますので、先に進めさせていただきます。見直し撤回の考えにつきましては、先ほど答弁があったようでございますが、ここにですね、署名のお願いについてのチラシを持ってきました。このチラシの発信元の名称は「和水町役場から肥後民家村を守る会」となっております。その中にですね、3 点ほど請求項目が入っておりますが、請求項目の2 点目、「民家村の表玄関入り口横にスリランカカレー店が入居することへの反対」と書いてありますが、スリランカカレー店が入居することに決定したのはいつだったのか。その時期とそれから選定理由をお答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 選定いたしましたのは、3 月の15 日、通知書をお渡しするところでございます。このスリランカカレーをですね、選定いたしました理由としましてはですね、ちょっとお待ちください。まずですね、いろいろ理由はあります。お蕎麦屋さんと重なる部分もございます。地元食材の使用ですとか、定期的なイベント関係開催など、地域の活性化にも視野に入れたお取り組みのプレゼンテーションがあったこと。それから移住・定住で和水町へ越してこられまして、今後移住・定住者としてですね、そのへんでの情報発信もまた違った形の情報発信も期待できること。それから集客といいますか、イベントといいますか、例えば子どもたちを集めるとか、あるいは御自分のこれまでの活動を通じたですね、皆さんを集めるとか、そういうプレゼンテーションもございました。プレゼンテーションで明確なその部分がございましたものですから、スリランカカレーさんのほうに点数が集まったというようなことではないかというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 既に3 月15 日に決定したという答弁でございます。その中身につきましては、釈然としない部分がありますが、それでは関連して伺いますけれども、今ここに二つの観光パンフレットを持っております。一つは江田船山古墳の肥後民家村のパンフレット、もう一つ

は最新のこれはなごみ探訪ですね、全体のこの観光パンフレットになっております。最初のこの民家村のパンフレットには「蕎麦屋木阿彌」と「能面工房・嘉祥苑」が写真入りでここに載っております。今回私が入手しましたなごみ探訪は5月29日に入手した分ですが、この最初の最新のパンフには能面工房も蕎麦屋さんも載っておりません。それでこのパンフは最近印刷されたものと思いますが、印刷を発注されたのはいつなのか、それを1点お聞きしたいと思います。とにかくですね、最新のこのパンフレットにはもう完全に載っておりません。既にこのパンフはですね、外に出回っておりますね。だからそういうことで本当にいいのかなと。要するに二つの施設の入居者の退去期限ちゅうのは、6月いっぱいとなっていたと思うわけですね。それにもまして、それ以前に既にもう印刷が出来上がってしまっていると。このことはですね、やはり当事者の気持ちをですね、逆なでするような行為じゃないかなと。幾ら何でもこれはひどすぎるんじゃないかなろうかと私はそう思ったから、ちょっと見ておるわけでございます。このことについて町長はどう思われるか、ちょっと一つ伺いたいと思います。

それからもう1点はですね、先にも述べましたようにですね、菊池川流域が日本文化遺産に認定されましたですね、それにもかかわらず肥後民家村のこれは特徴的な存在として10年間にわたる、例えば伝統工芸であります能面工房、15年間にも及ぶ和風茶屋の「蕎麦屋木阿彌」を今回外すことに決定したことに対してですね、今後何も問題は残らないのか。その点を確認したいと思います。

そして再度伺いますが、見直し撤回の考えはないのかどうか、もう一度明確にお答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 菊池川流域の日本遺産につきましてはですね、先ほども申し上げましたけども、スリランカカレーさんがお入りになりましても支障のないように。確かに似つかわしくない部分が受け止め方によってはあろうかと思えます。それでもともに協議もしながら、努力もしながら、違和感がないようにやっていけばいいなというふうに考えておるところでございます。それから今後の見直し、撤回はないのかということでございますけれども、これも先ほど申し上げました今後十分な御説明を尽くしていかなくてははいけませんけれども、カレー屋さんのほうにもですね、入居の通知書というのを、入居許可のですね、通知書というのを発行しておりますもんですから、なかなかこれを引き戻すということは難しい部分であろうかなというふうに思っています。説明を尽くしてまいりたいというふうに思います。

それから能面工房さんにつきましては、蔵でもいいよというようなお話がっております。そのへんも含めてですね、今後検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） そしたら能面工房さんのほうは、蔵を確保するという事で理解していいんでしょうか。それからもう1点、観光パンフレットの発注はいつされたのか。2点についてお尋ねします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ああ、すみません。パンフレットが漏れました。ここについては、ちょっと担当課長から御説明を申し上げます。それから蔵につきましてはですね、新しくまだ整備しなくちゃいけない部分もございますので、そういうことで検討はしておりますけれども、実際の形については、また能面工房さんのほうに御案内申し上げたいというふうに思っております。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） パンフレットにつきましては、平成28年度末に執行してつくっております。大体毎年度、その年度末にパンフレットの在庫状況を確認しながら、翌年度の新しい事業が反映できるように見直しをいつもやっているところです。ただ今回、本当まだ当事者の方が使用されてる中で、新しいパンフレットを誤って民家村の入り口に出してしまったと。約130部ほど既に出ていたということで御指摘を受けて気付किまして、大変申し訳なく思っております。御迷惑かけました。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） それでは残りの時間がなくなりましたので、1項目についての質問はこれで終わります。引き続き2点目の金栗四三氏大河ドラマ決定に伴うまちづくりにつきまして、3点について質問いたします。

1点目は、2019年に金栗四三氏大河ドラマが全国に放送されるに伴い、和水町としてそれに向けたまちづくりの推進組織や受け皿づくりが必要不可欠と考えますが、今後の取り組みについてどのような推進組織や方針で臨まれるつもりか伺います。

2点目は、和水町を全国にPRする千載一遇のチャンスとして捉え、金栗邸の成果を中心とした和水町の魅力を発信できる観光振興策やまちづくり振興策、さらには現行の金栗マラソン大会の新規企画等の計画があれば伺いたい。

3点目、全国からの観光客の来町が想定される中で、金栗邸の生家の購入・保存整備と合わせて、町道「西光寺・中林線」の整備は、それこそ緊急を要する課題であります。今後の整備検討はどうなっているのか伺いたいと思います。以上、3点について質問しましたが、時間がありませんので、簡潔に答弁をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 失礼しました。なるべく簡潔にお答えを申し上げたいというふうに思います。まず1番目の大河ドラマがということでございますけれども、4月4日にですね、公表されました。4月4日にすぐに関係職員を集めまして、今現在、庁内プロジェクトの形を取りまして検討を進めておるところでございます。また関連する予算につきましても、今回補正という形で上げさせていただいております。庁内プロジェクトにとどまらずですね、当然のことですけれども、和水町としての推進協議会を今後設置してまいります。町内の各方面の皆さん、また町外といいますか、陸上関係やあるいは関東の方面、また玉名市との協議会、熊本県を挙げての取り組みイメージでお力添えをいただきたいというふうに思っておるところでございます。

生家の購入につきましてはですね、今現在、御遺族との話し合いをいたしておるところでございますけれども、滞りなく進捗はしている状況でございます。この御生家を観光策に活用するということでありますけれども、このNHKの大河ドラマ自体がですね、通常の大河ドラマと違うのは、非常にもともとのコンセプトが、今後のですね、コンセプトがはっきり立てやすい。要するに一番興味を持って来ていただくターゲットが陸上関係でありますとか、スポーツ関係でありますとか、そのへんに大方は絞り込みができますものですから、放映が終わったあともですね、観光客が途切れないような政策ということで取り組ませていただきたいというふうに思っております。これも今庁内プロジェクトでしっかりもんでおりまして、これについての補正予算も計上させていただいております。

それから、西光寺・中林線でございます。どうしても一本道ということでですね、予算は願って前倒しができたにしてもですね、施工期間というのが、工事期間というのが非常に今頭を悩ませておるところでございます。本来であれば残りの区間の中に業者さん3社、4社お願いしまして、短い区間で区切って工事ができれば早いんですけれども、一本道であるということで土砂の運び出し等々もございます。そういう面もございますけれども、何とかならないかということで、今検討をいたしておるところでございます。建設課もその気になって今検討してくれておりますので、議会とも御相談を申し上げながら進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま町長のほうから答弁がございましたが、1点目の推進策につきましては、町として推進協議会を立ち上げたいというお話でございます。とにかく2019年まで時間があるようでありません。そこで提案でございますが、とにかく1日でも早くですね、地域が一体となって情報発信や観光客をですね、誘致するために、これはあくまでも仮称ですが、それこそまちづくり推進本部として、金栗四三氏大河ドラマまちづくり推進室をですね、室を特別に設置して、地域の活力を収集させるまちづくりをですね、町挙げて推進していただきたいと思いますが、そのことを町長にお伺いしたいと思います。

2点目、引き続きいきます。2点目のですね、今後もう新たな発想や戦略はないかということをお伺いしたつもりでございますが、とにかくこの際、全国に和木町を紹介する絶好の機会ですので、お互いがですね、知恵を出し合いながら町の活性化に取り組むべきだと思います。現在玉名市との広域の連絡協議会の設立の話も聞いておりますが、今後町としても推進協議会を立ち上げるといことであればですね、やはりまちづくり専門のコーディネーターやアドバイザー等を投入してでもですね、全国から和木町への人の流れをつくることと、それから町内及び広域的な文化財がたくさんございますので、歴史回廊の形成をはじめ、おもてなしへの対応あるいは情報発信の強化、さらには外国からの誘客、インバウンドなどの戦略をですね、私たちの町でも即検討して、実践していってみたいと思いますが、2点目にこの町長の計画をお尋ねします。

そしてもう1点、3点目、金栗四三邸及び町道の整備につきまして、今答弁があったとおりでございますので、一応再度確認いたしますが、この金栗邸につきましてはですね、以前から私なりに構想を描いておりましたが、とにかく百数十年以上の歴史のある生家でございます。最低リフォームは必要でしょうけれども、基本的にはですね、そのまま保存し、やはり活用すべきだと私は思います。なお、その活用方法につきましては、金栗先生の300点に及びます遺品すべてを生家に陳列・展示するとともにですね、生まれ育った造り酒屋の生家とともにですね、中林地区の自然環境が織り成すその原風景、これがそのまま財産であると思っております。是非その方向で整備活用をですね、検討願いたいと思いますが、これは教育長のほうにも答弁をお願いしたいと思います。それが1点と、町道西光寺・中林線につきましては、改良区間がまだ903メートル残っております。今の計画でいきますと、平成31年2019年までには十分かかりますので、先ほども話ありましたが、しかしそれじゃ間に合わないんです。当然ですね、あそこですね、観光バスが出入りすると思います。全国から。

○議長（杉本和彰君） 簡潔に質問・答弁をお願いいたします。

○7番（小山 暁君） はい。とにかく来年度までに終わるようにですね、最優先事業として前倒しでやってもらいたいと思いますが、以上3点についてお答えをお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） いただいたお話そのままですね、実現できるように取り組んでまいりたいというふうに思います。それから人員面、室ということでございますけれども、なかなか各原課の事情もございまして、今すぐにとりようなことは正直厳しいところがございます。これについては各課、各課長とも打合せをしながら、善処をしたいというふうに思います。ちょっと時間を下さい。はい。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、小山議員から御指摘ありましたように、いろんなインフラ面等につきましても非常に大切なことだと私は思っておりますが、教育委員会としては一つは学校の子

どもたちにもしっかりとこの金栗先生の偉業、金栗先生自身についてのこれまでの生き方、そういうことにつきましても学ぶ機会をさらに増やしていきたいと思っております。併せて、社会教育課のほうで新しい金栗マラソン大会の新企画ということでですね、お尋ねあっておりますけれども、ゲストランランナー等につきましても、今ほぼあれはしておりますけれども、まだ決定までは至っておりませんが、最初から金栗四三マラソン大会にかかわっていた方々をですね、お呼びしながら、そしてまた商品等につきましても新しい企画でやっとなと。ただコースその他については、まだ今度検討していきたいと思ってるところでございます。

○7番（小山 暁君） はい。時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 以上で、小山議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は1時15分から行います。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小山議員の一般質問に対し、答弁漏れがありました。執行部の答弁を許可します。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先ほど、小山議員の御質問に対しまして、漏れといたしますか、はっきりしない部分があったので、改めて御答弁を申し上げます。能面工房さんの扱いについてどうするかということをお質問いただきましたけれども、その中で今、新しい施設等々を含めて検討中だと申し上げましたけれども、間違っておりまして、本年の6月7日から6月20日という期間で旧布施家の蔵とそれから旧中原家の蔵、この利用者・使用者について募集をいたしております。能面工房さんも御応募の意向をお持ちだということでございますので、併せて訂正方々御報告申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 小山議員への答弁、先ほどの答弁につきまして、一部誤りがございましたので、訂正をしておわび申し上げたいと思います。

先ほど、プレゼンテーションにつきましては各30分ということで申し上げましたけれども、実際は提案者ごとに10分、質疑を入れて15分ずつのスケジュールでプレゼンテーションを行いました。間違っておりました。申し訳ございません。

○議長（杉本和彰君） 次に、笹渕議員の発言を許します。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の笹渕です。

今、共謀罪法案が国会で議論され、強行採決まで言われております。議論の中でテロ組織や組織的犯罪集団だけでなく、一般人も監視の対象にする国民の思想内心の自由を奪う狙いがあることが明らかになっています。国会で参考人は、「法案は誰でも捜査の対象にできる点で治安維持法よりたちが悪い」と危険性を述べています。世論調査では共謀罪法案の内容を知れば知るほど反対が増加し、説明不十分は85%になるなど、国会での答弁は国民の理解を得ていません。森友学園に続き、前文科省事務次官の会見で加計学園疑惑が明らかになり、国政が私物化されている状況が表面化しています。国民が働いて納めた税金が、歪められた政治によって首相のお友達や腹心の友が優遇され、国民のためにまともに使われていません。暮らしが大変なとき、豊かな暮らしを実現する政治への転換が必要です。住民が主人公のまちづくりを目指し、一般質問を行います。

最初に農業振興について伺います。金栗四三氏の2019年NHK大河ドラマ化、文化庁から菊池川ストーリーが日本遺産に認定されたのを受け、観光客増加を見込み、町内農産物のアピール、販売増につなげるべきと思いますが、農業振興とつなげて計画は考えているか伺います。あとは質問席から質問します。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 笹渕議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1 番の農業振興についてということでございます。金栗四三氏のNHK大河ドラマ、それから菊池川ストーリーの日本遺産認定、この結果を受けて観光客増加を見込み、農産物のアピール、販売増につなげるべきだと思うということでございます。御指摘のとおり、金栗四三さんのNHK大河ドラマ、それから日本、菊池川の米作り二千年のストーリーの日本遺産認定ということで、これまでとはまた質・量ともにですね、違った観光の皆さんが来ていただく、交流人口が増加するということは見込まれますし、また私どもの対策としましても、それが実際に実現できるような対策を、先ほど来申し上げておりますように移行していかなくてはいけないというふうに思います。当然ながら、またこれまでとはですね、これまでは一過性がほとんどだったんですけども、和水町を目当てで来るという人は少なかったんですけども、これからは和水町を目当てに来るという人が増えてくるかと思います。そうなりますと当然、特産物でありますとか、あるいは農業産品でございますとか、目についていただかなくちゃいかんという形になりますので、当然その対応はしていかななくちゃいけないというふうに思うところでございます。農産品をはじめとします和水の特産品を精一杯アピールしてまいらなくてははいけませんけれども、特に日本遺産につきましては、部会が、三つの部会がございます。文化遺跡のですね、磨き上げ、これを観光につなげようという部会。それからもう一つは、食と農を考えながらブランド化して、これを観光に結びつけたい。それからもう一つは、観光そのもののルート選択でありますとか、新しい観光形態というのを講じていきたい、という大きくこの三つの部会に分かれております。その中で和水町は初年度は、食と農の部分を担当するというようになっております。この日本遺産協議会に

は行政でありますとか、あるいは振興局ですね、あるいは県北本部の他にですね、JAでありますとか商工会でありますとか、あるいは観光協会、あるいは町の文化団体等々にも正式なメンバーとして加わっていただいて、今申し上げた三つの分野につきましてそれぞれ検討しながらお力添えを、御尽力をいただくということになっております。申し上げましたように、食と農、これが和水町の第1年目に担う分野でございますので、特に和水町については観光振興はもちろんですけども、この農業分野の活性化というのが求められてまいると思います。具体的には、これから7月に入りまして協議会で打ち合わせました事項について進めていくということになりますけれども、しっかりその分について力を尽くしていかなければいけないというふうに思うところでございます。また、じゃあ町の単独はどうなんだい、ということだろうと思いますが、町の単独につきましてもですね、申し上げましたように、金栗四三先生の大河ドラマの観光の客とは、非常にだぶる部分がございます。同じような形でとらまえて活性化を図っていかなくちやいけないと思いますけれども、特に今、決して活発、活発には動いてないという部分がありますけれども、ロマン館それから緑彩館等々ですね、販売体制あるいは出荷協議会、生産者協議会とのですね、連携をしっかりとっていく。その中に町もしっかりかみこんでいく等々の施策をですね、今後しっかり立てて参りたいというふうに思いますので、また議員様方の御助言、お力添えもよろしくお願い申し上げます。第一答弁、以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 大河ドラマの影響で町内への観光客といいますか、訪問客というのは大幅に増加するというふうに見込めると、これはもう誰しも思うことだと思いますが、その場合ですね、和水町の農産物や商品はどんなものがあるかということがよく見られると。町内直売所の緑彩館とロマン館、これに絞ってですね、今日はちょっと質問をしたいというふうに思いますが。農産物に興味を湧いて足を運んでですね、来るわけですけども、ですからこのあと1年半後に、1月から大河ドラマ始まるわけですから、そうしますと、この間どのような町の施策が必要かということで先ほど町長が述べられましたけれども、協議会で、あと三つの部会で議論していくと。特に和水町では食と農ということで1年目はやっていくということでしたので、是非ですね、早急に頑張ってくださいというふうに思うんですが。6月議会初日の9日に株式会社丸美屋から、平成28年度の三加和温泉交流センターと緑彩館の売上げ、それから収支報告がありまして、約2,100万円の赤字ということでした。株式会社ロマン館の決算状況は370万の黒字ということでした。現在の農産物販売状況や農家の売上状況はどういうふうになっているかと、これを把握する必要があるかというふうに思います。是非参考にしてもらいたいというふうに思うんですが、緑彩館出荷協議会会員のアンケートが行われまして、実施をされました。その結果ですね、今担当課と町長にはお配りをしてるんで見ていただきたいんですが。このアンケートはですね、26名と1団体が総会の時に行いましたので参加されまして、年齢が60歳以下4名、61歳から65歳まで3名、66歳から70歳まで7名、71歳から75歳まで4名、76歳から80歳まで5名、81歳から以

上は1名ということで、生産者がかなり高齢になってきているということがわかります。男女人数は、その時にアンケートに答えてもらった方が、男性が7名、女性が19名です。農作業の人数として二人で仕事をしている方は何世帯かという14世帯。一人で農産物を作っている方が10世帯です。こういう方々がアンケートに答えられて、1番目に昨年一年間は、春夏秋冬ですけれども、「どんな農産物や加工品などを出荷しましたか」というふうに見てみたんですが、ここでは米3、さつまいも2、里芋2とか書いてありますが、2というのは二人書かれたということです。出荷しているということです。それ以外で、何も数字が書いていないところというのが、一人しか出荷していないということです。これが春夏秋冬ありまして、「今年はどんな農産物・加工品などを出荷する計画ですか」と尋ねたんですが、これもほとんど変わらないと。昨年とですね。そういう状況ですが、まさに品物が少ないという状況です。それは先ほど言いましたように、緑彩館の売上金がですね、実は全体としては、この丸美屋の報告がありましたが、この中での生産者が売上げた金額が2,700万円なんですね。この2,700万円は多かった時が四千数百万円ありましたが、4割ほど減少している状況なんですね。ですから高齢化とともにそういう、物も売れないということもあって、これだけ下がってきているという状況です。それで、裏のほうの、「年間売上額は幾らですか」ということで聞きましたが、10万円までは3名と、10万から20万円までは4名と、20から30万まで1名と、30万から70万まで1名と、70万から200万まで1名と。これは税金の申告の関係もあってか、書かない人が多かったわけですが、年間の売上げがですね、かなり少ないという状況です。それから、「年齢や病気などを考えた場合、5年後は出荷できると思いますか」というふうに見てみたんですが、これに5年後はですね、「はい」が17、「いいえ」10名と。だから5年後はもう既に10名の方がもう出せないだろうと、出荷できないだろうという答えで、「10年後は出荷できると思いますか」というのに、「はい」は7名です。「いいえ」が18名です。ですから、10年後にですね、この緑彩館で販売するときに、今の生産者の中では7名ぐらいしか出荷できないということを感じておられるということですね。ですから、こういう高齢化とともに売上げが下がってきている中で、どういう手を打てばいいのかということを真剣に考えてやっていると、5年後10年後はですね、誰も出さないような方向になっていくと。せっかく地場の農産物を販売するということで緑彩館建設されてきたわけですから、これを大いに生かすということが私は大事じゃないかなと思いますので、その点についてですね、何か考えがあればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 議員の御指摘のとおり、非常に、特に緑彩館につきましては厳しい経営状況だと認識をしております。アンケートの結果を取られたということで、まさにこの結果からも高齢化というものが伝わってまいります。10年後には、出荷できると思うという方が7名しかいらっしゃらなかったということで、非常にこれは危機感を持たなければいけないと思うところでございます。商工観光課では、この大河ドラマを生かし、また日本遺産の認定を生か

して、これから物産の振興にも努めていきたいと思いますが、御指摘のとおり、緑彩館そしてロマン館等の物産拠点施設、こちらのほうが拠点となっていくのは間違いないと思っております。そこで、実践型地域雇用創造事業、こちらのほうに内示を得ておる段階ではございますが、今年度再び正式に採択されましたならば、農業者それから農林振興課、JAなどと連携をしながら、また各物産館の出荷者協議会の皆さんとも連携をしながら、農業と観光の分野を重点に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 二つほど提案といいますか、あるんですが。一つはこのロマン館と緑彩館の担当が商工観光課ということですが、商工観光課の職員数が少ない状況だと私は思ってます。ですから農林振興課がですね、せめて、緑彩館のほうに近いので、担当するというような形にとっていただけないかと。連絡を密にしてですね、生産者とも密にしてやりながらやればですね、いいんじゃないかなというふうに思いますので、それが一点です。それからもう一つはですね、雇用創造協議会、その話が出ましたが、国からの認可を受けたということで防災無線でも雇用関係で募集がっておりますが、その雇用創造協議会の中で、町のほうでもそうですけれども、六次産業化というのがよく言われます。それで、ただその六次産業化の加工品をどう作るかということではなかなか農家としては手が出ないというか、ぱっとしないというか、そういう感じなので。実は緑彩館の中に加工場があります。それから外の駐車場の方にも加工場がわざわざ建設をされておりますが、これが丸美屋の指定管理になりまして、ほとんどもう利用できてないというふうな状況なんですね。ですから生産者としても、あそこはもったいないと。何にも使わないでもったいないから、どうにか使えるようにして農産物販売と同時に加工の販売も緑彩館でできるようになったほうがいいという意見も出ておりますので、是非ですね、六次産業化ということでやるのであれば、町の施設でありますので、そのへんもですね、力を入れていただきたいというふうに思います。以上、二点について伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） お答えいたします。まず、緑彩館につきましては、農林振興課のほうでも関わって、農業振興という立場から是非拠点づくりにしていったらどうかという御提案でございます。こちらにつきましては、今事務分掌では商工観光課という形で私どものほうで事務のほうを担っております。ただ、連携といった言葉を先ほど使わせていただきましたが、その連携という中で農林振興課さんとは横の連携を密にして、議員御指摘のとおり、緑彩館を何とか活性化させたいと思います。次に、二点目についてでございます。六次産業化ということで、緑彩館には加工場があるけれどもほとんど利用されておらず、もったいない施設になっているということで、確かにこのもったいない、使われていない施設をどう利用するかというのは非常に大きなテーマであり、生かしていくことができれば非常に有効なところだと思いますので、こち

らも指定管理者そして出荷者協議会の皆さん方と話をしながら、協議してまいりたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 是非前向きにですね、農業振興策の一環としてもですね、そういった方向で取り組んでいただきたいと。やっぱり、先ほど言いましたけれども、一年半後には大河ドラマ始まりますので、それまでですね、前進したと、取り組みがですね。町としての取り組みも前進したと言えるような形でですね、進めていっていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間もありませんので、2番目に入ります。ふれあい会館耐震改修工事について伺います。3月議会後、全員協議会でふれあい会館耐震改修工事の調査結果が報告されましたが、何が根本的な問題なのか、明確ではありません。最初の計画を誰がどのように変更したのか、その責任と今後の対応をどうするのか、伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 笹渕議員の2番目の質問にお答えを申し上げます。

先ほど、蒲池議員の御質問にもお答えをさせていただきましたけれども、ポイントとなりますのは工事着手後の11月10日に工事業者から協議書が提出されました。このことへの回答、それから設計変更伺いの決裁、このあたりがターニングのポイントというふうになっております。またこの中で、私として十分反省しなくてはいけない部分でございますけれども、工事様式の変更ににかかわらず、十分な協議手順を経ぬままに業者の回答をしてしまったこと。それから、変更伺いに際して安易に決裁を下してしまったこと。また、その時同時に、予算承認を受けた議会に対して、重大な変更の協議・報告を怠ったということが最大のポイントであろうかというふうに思います。この反省点を十分に認識をいたしまして、今後の事務遂行の改善、それから改革の成案もお示ししていかななくてはなりません。それから、責任ということでございますけれども、これは先ほどから申し上げておりますように、一に私の責任であろうかというふうに思っております。対応につきましては、先ほど蒲池議員のほうからのお話もございましたけれども、それらも含めまして、大変申し訳ありませんが、今後ちょっと御協議をさせていただければ有り難いというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 笹渕議員のほうからの御質問にお答えしたいと思います。

3月議会に、それから全員協議会で、ふれあい会館耐震改修工事の調査結果を報告をいたしましたが、概要につきましては先ほど申し上げたように、空調ダクトの結露等が大きな原因であるというようなことから、当初予算要求をさせていただきました折の、天井材を軽量ボードで改修するという工事内容から、結露防止のための工事をしなければ、また同じような天井材の崩落と

いう事故につながるのではないかということから、結露防止のための工事という、当初予定工事から変更して工事をしてしまいました。その間、先ほど町長のほうからもありましたように、施工業者から協議書が出されまして、そのあと、私どもあわせて課長、担当、係長とも加えた協議が十分なされないまま、設計業者と当時監督員で設計変更が決定されました。そのことを受けて私ども、しっかり、工事仕様や工事金額にも変更もあるということにもかかわらず、議員の皆様方にも相談や報告もなく、このことを進めてしまった。そういうようなことで、ただ、軽量ボードを張り替えなくても、ふれあい会館自身は以前よりも丈夫にはなったというお話も聞きながら、これでいいのではないかというような安易な決定をしてしまったということで、大変申し訳なく思っております。ふれあい会館自身の開館等につきましても、一時は使用許可を出してありましたけれども、もう一度安全確認ということで、5月の8日の日に担当それから施工業者、設計業者との立会いのもとに現場で確認をさせていただいたと、そういうようなことでございますけれども、その間、やはり手続上、大変安易なやり方で報告等もしないままでしていたということで、このことが一番大きな課題であろうと、私たちも認識をしているところでございます。教育委員会の中の施設でございまして、それを受けました私教育長としても、大変反省しているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 午前中の議論の中でも答弁でも、なるべく重複しないようにですね、質問をしたいというふうに思いますが、先ほど答弁の中で、28年の11月10日協議書の提出が高岡建設から町のほうにあったということで、これ6月9日の議会初日の全員協議会の中で資料も配られて示されましたが、それを受けてその16日ですね、6日後に協議書への回答というふうなことでやってます。その協議書の内容については、問題点として、資料として配られましたが、吉武建築設計室、監督員、これは監督員というのは町の元建設課長だと思いますが、その二人で再調査の上設計変更とするということで、その後2番目にですね、協議書の検討、回答ということで、この時点で軽量ボードでの施工は不要と判断したということに、報告はあってます。このときにはですね、先ほど町長からありましたが、12月5日に町長は初めて工事変更施工伺い、このときに決裁とかで知ったということですから、要するにそれまでは吉武建築設計室と監督員、二人で協議書の検討をして変更したということですね。だから、このへんでですね、歪んできた、間違ってきたということが最初あるんじゃないかと。それが報告もされないで、後で報告されて印鑑も押したということで、謝罪もされましたけれども、そういう流れになっているんじゃないかなというふうに思います。それで、最初にちょっと聞きますが、教育長がさっき5月8日に安全確認を、現場確認を行ったということでしたが、それで安全ということで、町民の方はやっぱり3月議会後に使用できなくなったということで、早く使用したいという要望もあるかと思うので、いつから会館を開けるのかと。どのように考えているか、まずちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 3月の議会でそのような、安全性はどうだろうかというような御質問もいただいておりますので、先ほど申し上げましたように現場にて確認をしたところで、設計業者さんからも通常の使うには大丈夫でしょうという話もいただきました。100%ということは、これはですね、ありませんけども、そういうようなことでありましたので、できれば早いうちに開館できればと、そして皆さまに使っていただければと考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 3月議会のときに私は一般質問でこの問題を取り上げて、調査をして議会に報告するよにということで、その後報告もありました。それでいくつかですね、これまでの経過も含めて、報告も含めて質問をしたいと思いますが、一つ目にですね、ふれあい会館の会館建設ですね、これが当時の設計業者吉武建築設計室ということで、この方に依頼をしたということですが、そのときにですね、なぜ天井裏を見て調査をしなかったのかということが一つあります。本来なら当初の建設時に設計をしたわけですから、いろんなところを調査した上で地震後どういうのが傷んでるかということで見回るのが当たり前だと思いますが、なぜ見て調査しなかったのかと。そのことはどういうふうにその設計業者は言われてるのかと、その一点聞きたい。

それから二つ目にですね、監督員っていうのは元建設課長だったわけですがけれども、設計変更はきちっときちんと担当課長や教育長、町長に協議書が高岡建設から提出された時点で報告すべきだというふうに思うわけですがけれども、なぜ報告をしなかったのかと。調査のときにどういうふうに答えていたのかということをお聞きしたいと。もう一つ、このように大きな問題になっておりますけれども、責任は問わないのかと。もちろん町長も教育長も課長も担当課長も、謝罪は何回も何回もしておられますけれども、当時の担当した方については責任は問わないのかと。

それから三つ目にですね、入札後に設計変更して工事費が変わったわけですがけれども、入札業者がそのまんま工事を行うことに問題がありはしないかと。公共事業の談合がですね、全国各地で発生をしているわけですがけれども、こういったことがですね、談合につながるのではないかと。二度とあってはならないというふうに思いますけれども、この点についてどういうふうに町長、思われるかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まず設計の段階で天井裏まで見なかった、なぜ見なかったのかということでございます。これは5月8日のときに、その分も確認したんですけれども、非常に高い足場を組まなくちゃいかん。そうすると足場のための、先ほど蒲池議員の御質問にもありましたけども、そのための費用もかかるというようなことでですね、当初はその次に、当初は全面張り替えの予定で足場を組んで、そのときに細かい点検ができたけれども、そこでダクトの結露等々の欠

点がより鮮明に出てきたということでございました。

それから、協議書の提出された段階で当時担当者が報告しなかったのはなぜかということですが、これも5月8日の中の質問で、質問といいますか説明で出てきた部分ですが、先ほど来申し上げておりますように、大きな要因は地震の揺れもさることながら、一番大きな原因は結露による、何といいますか、劣化といいますか、カビが生えたり等々湿気があったりしましてですね、ねじ等々が大幅に緩んでおった。これひょっとすると地震がなくても落ちたんじゃないかというようなことの説明がございました。したがって、主な原因はその結露対策、あるいはもうひずみが出た分の修正対策ということで結論を出したのではないかというふうに考えます。それから、責任はということでございますけれども、ここは何とも申し上げられませんが、役場を退職されている方だからという思いはございます。

それから、同じ業者に工事させたということでございます。これは設計の変更後の変更契約書ということで、主契約に基づいた変更でございますので、同じ業者が引き継いでやるということで、当時違和感は無かったんじゃないかというふうに、これは多分に私の想像が入っております。違和感は無かったんじゃないかというふうにも感じるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今御質問ありましたように、責任はどうかということで、当然私のほうも教育委員会の見方として責任はあると考えております。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） やっぱこの問題はですね、最初に天井裏の状態が見えてなかったということからいろんな問題に発展してきているように思います。その、設計業者がですね、そういう金額を出してくるということで、それで入札に至ったわけですが、そこらへんの基本が金額が変わってくれば当然後で変わってくるわけですから、問題が発生すれば問題がまた出てくるというような状況になるかと思います。足場の費用が1,000万以上ですね、かかったということですが、やっぱり問題が発生したときに、最初ですね、つり天井を外すということの、からずっと外れていくわけですが、そのへんの関係をびしっと報告しながら、じゃあどうするかと、議会にどうしていくのかという議論がやっぱりされてなかったんじゃないかというふうに思います。その点ですね、行政が正當に動いてないという気がしますので、そのへんはですね、反省も文書の中にも先ほどの答弁の中にもありましたので、重々考えられているというふうに思いますけれども、是非今後そういったことがないようにですね、やっていただきたいということと、一つですね、お聞きをしたいのは、先ほど住民の安全というのがやっぱり使う上で大事だと思いますので、設計業者がですね、安全だということで果たしてじゃあ大丈夫なのかと。例えば、使用しているときに地震が起きて落下してきたと。大怪我をするということもありますので、やっぱりそのへんはですね、本当に安全なのかどうかということもきちっと確認をする

ということが大事だと思います。

それからもう一点ですね、金額ですね。変更後の金額。先ほども質問の中でありましたが、2,592万ですね。これだけ設計変更後もかかっていますが、これが工事請負の変更契約締結が12月14日で、工事完成通知書、竣工届提出が1月13日で、1カ月と。この中には正月が入ってますので、そうするとわずか3週間の中で2,500万円ぐらいがですね、かかったと。当然足場もそれだけかかるという話はありませんけれども。だからこの金額についてはですね、やっぱり町としても精査する必要があるんじゃないかというふうに思います。

時間もありませんので、求めてですね、先ほど言いましたことも求めて、3番目の質問に入ります。福祉充実についてであります。

一つ目に、筋トレの内容、町民の参加状況、効果について伺います。

二つ目に、町の公共施設の管理運営、使用は町民の願いに応えられているか、伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 笹渕議員の3番目の福祉充実についての御質問の答弁をいたします。時間もあれですから、少し早口になりますけどお許しいただきたいと思います。

1番目、筋トレの内容、町民の参加状況、効果についてということでございます。国は持続可能な社会保障制度を目指し、予防健康管理の推進、介護予防・認知症予防対策の強化、医療・介護の連携と地域包括ケアシステムの構築を推し進めている状況で、各種の法律を改正してその体制準備を目指しておるところでございます。笹渕議員より御質問をいただきました介護予防事業につきましても、介護保険制度の地域支援事業の中で強化が求められているところでございます。地域支援事業は、高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が実施するもので、介護予防事業にもこの地域支援事業の中に居続けられ、お茶の間筋トレ教室をはじめ、各自主活動グループの介護予防を展開しておるところでございます。御質問の筋トレ事業につきましてお答えしますと、合併前の平成15年より事業に取り組んでおりまして、合併時より24の公民館で事業を展開し、現在は54の地区公民館で週に1回事業を展開しております。また、各種自主活動の健康体操の普及にも努めておりまして、週に1回6地区で実施していただいております。詳しい報告は担当課長より述べさせますけれども、国は高齢者人口の10%の人に介護事業を展開してほしいという目標がございます。和水町では幸いなことに、現在は高齢者人口の18%程度が週に1回の介護予防事業に参加されておられる現状でございます。

2番目に、町の公共施設の管理運営、使用は町民の願いに応えられているかということでございます。町には建築系の公共施設が約40施設以上ございます。これらの公の施設は地方自治法244条に、普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする、と定められております。具体的には学校、公民館などが存在し、住民の福祉の増進のために利用があっているところですが、3、40年前の建設当初とは違って、施設の構造に

ついでに、考え方、現在のところは違ってきているように思われます。以前は、外見上のデザイン重視の部分もあり、階段などの段差部分が多い構造も見受けられますけれども、近年はユニバーサルデザインの理念を取り入れ、使用する住民の子ども、高齢者、車椅子使用の方等すべての人が使いやすいデザインが当たり前となってきたと思います。そういった意味からしますと、町の古い施設は高齢者や障害者にとって優しい施設とは言えない部分もあるのではないかと思います。今後、古い施設の改修を行う場合はユニバーサルデザインの考え方を取り入れて改修を行い、すべての住民の福祉の増進に寄与してまいりたいというふうに思います。なお、使用にあたりましては、住民からの具体的な意見・要望、またそれらへの対応については関係課長から答弁をいたします。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 笹渕議員の一つ目の筋トレの内容について説明申し上げます。加齢に伴う筋力低下やバランス感覚の低下等が原因で起こる転倒による骨折を予防するため、筋力維持・向上のための体操を中心に実施し、加えて認知症を予防するためのレクリエーション、口腔機能向上のための唾液腺マッサージなどを実施しております。大体1回につき2時間程度実施をしておるところでございます。それから、町民の参加状況についてですが、先ほどもありましたが54地区で現在お茶の間筋トレを開催しております。町直営が23地区、社会福祉協議会のほうに委託しているのが31地区でございます。平成28年度の登録人数としまして、638人。高齢者の18%ということです。延べ28年度の参加者数は1万5,129人。この筋トレの平均年齢は78.6歳ということでございます。それから、効果ということですが、科学的な根拠ではございませんが、毎年5月から6月にかけて体力の測定を実施しまして、前年度と比較しております。つい最近その結果が出ておまして、多くの方が昨年より維持ができている、または昨年より少し良くなったという意見が多く取り寄せられております。それから、また看護学校の生徒もですね、お茶の間筋トレに参加させますと、高齢者の方のわりには、ちょっと言葉はあれですが、筋肉も柔らかく学生もびっくりしているというところを聞いております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 私からは議員の2番目の質問の町長の回答の中で、公共施設の使用にあたって住民から寄せられた具体的な意見等々について回答させていただきます。支所と本庁に御意見箱というのを設置いたしております。それに入っていたものでございます。今年3月23日の日付で、実際の文章を読み上げます。「私は足が悪いために、公民館などの和室では足を投げ出して座るしかありません。座椅子のようなものを用意してもらえるとありがたいです。高齢化に伴いこのように悩んでいる人は多いと思います」と、こういった御意見でございました。それに対する回答といたしましては、「なかなか座椅子を急に買うわけにはいきませんので、和室にパ

イブ椅子等々を備えておりますので御利用ください」といったような内容を回答いたしております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 笹渕議員の御質問の中で、特に教育委員会では学校関係の施設もございます。そういうことで学校関係の施設につきましては、管理運営は各学校でしていただいておりますけども、特に菊水地域の施設が老朽化しておりますけども、小学校統廃合まで児童生徒の安全を図りながら、緊急な場合は応急的な対応をしているところでございます。また、子どもさんの中には非常に足の不自由な方々等もこれからあるんじゃないかと思っております。現在、平成30年度入学の予定の子どもさんの中に、そのことを今、どういうふうに学校を選んでいこうかというようなところも、今考えておられる方もおられます。それに向けて今御本人、それから保護者の皆さま、それから学校教育課職員とあわせて実際にそういうような施設UD化をされている学校あたりの保護者と一緒に今、視察をしながら、もしこの子どもさんがそのとおり今予定されている学校に入学していただけるなら、そのための対応措置を7月、8月中にはしていきたいと今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 先ほど公民館の改修についてなんですが、お茶の間筋トレを開催しているところで現在40地区ほど、このお茶の間筋トレを開催することによって段差解消、手すりの取り付け、あるいは和式トイレを洋式に替えたりという事業をこれまで40地区ほど開催しているところです。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 筋トレの参加者というのは元気な高齢者、または介護認定を受けている方もいらっしゃるかと思います。週1回の筋トレだけでですね、健康を維持するのに大変役立っているという声も聞きますし、住民同士で会って話す、それだけでもやっぱり健康にいいという話もお聞きします。私、2週ほど筋トレをやっているところに伺いまして、こういったボールを利用したりとか、それからゴムですね、ゴムを利用して体をこう動かして、非常に全体が、体全体が活性化するというような感じになってきます。非常に、参加されてる方も笑顔でにこにこしてですね、されるんで、それもその健康にもつながっていくんじゃないかなというふうに思います。やっぱりそういう中でですね、実は例えば、4週に1回は自主的な活動ということで、自主的にやるというふうになって、町や社協から誰も来ないと。指導者が来ないという形で。

○議長（杉本和彰君） 残り時間が少なくなりましたので、簡潔に質問、答弁をお願いいたします。

○12番（笹渕賢吾君） そういう中でですね、是非回数も増やしてほしいというのがちょっとあ

ります。予算も伴いますのでちょっと取り上げたんですが、やっぱり健康を維持していくとですね、医療費も、病院にもかからなくていいという声をよく聞くんですね。そうすると、医療費もかからなく、下がってくるんですね、国保税の値上げにもストップかけられますし、あるいは値下げにもなってくるということもありますので、そういった町民の健康づくりということで税金の負担も軽くすると。そういう相乗効果もあるというふうに思いますので、是非そういう方向でですね、検討していただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） ただいま、議員の御指摘のように最低週に1回、週に2回してるところもございます。どうしてもやっぱりスタッフとかですね、ボランティアの数により毎週行けないというところがございますので、そういうところにつきましてはリードテープ、カセットを渡しまして、自主的に活動できるようにしております。そのためのボランティア講座もしておりますので、今後なるべくですね、回数を増やして町民の健康のために努力していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 公民館、先ほど答弁の中にもあったんですが、公民館の使用について障害者とか高齢者が使う率が以前より増えてきてると思います。高齢化でですね。そうすると階段、2階に上がって会議室に行くというのも非常に困難な状況になってきているということもあって、下のほうでですね、1階でできるようにという、そういうちょっと検討をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） 以上で笹渕議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時31分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松村議員の発言を許します。

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） 皆様、改めましてこんにちは。6番議員の松村でございます。

通告に従いまして、防災・防犯について伺います。昨年は4月の熊本地震、また6月の豪雨と、自然災害の恐ろしさを様々と見せつけられた一年ではなかったかと思います。本年も梅雨に入り、一つ目、町の防災対策について伺います。2番目、防災無線の活用・放送の内容について伺います。3番目に、防犯カメラの設置状況について伺います。次の質問は自席から行います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 松村議員の御質問にお答えをいたします。防災・防犯についての中で、1 番目の雨季の時期を迎え、町の防災対策について伺うということでございます。梅雨の時期を前にしまして、去る6月5日に和水町の防災会議を実施いたしました。議会から3名、区長会3名、消防団3名、学校長会2名、駐在所2名、有明広域消防2名、JAたまな菊水・三加和支所それぞれ1名ずつ、郵便局2名、建友会、地域婦人会、民生委員、社会福祉協議会、役場の関係課、防災アドバイザー、以上の33名の参加と、専門委員として国土交通省、菊池川河川事務所、西日本高速道路株式会社、気象庁熊本地方気象台の防災管理係と火災・防災係から、さらに陸上自衛隊第8師団、自衛隊熊本地方協力本部、以上の参加をいただき、開催したところでございます。この防災会議では、今後の気象の見通し、また、菊池川の概要や危険箇所、菊池川水位観測所の避難などを求める基準水位等々につきまして、菊池川河川事務所から説明を受けております。町からは和水町の地域防災計画、総務課から、その他災害救助関係について健康福祉課から説明をいたしたところでございました。防災会議に出席いただいた委員の皆様には、それぞれの組織・団体等で理解を深めていただいた、あるいは深めていただけるものと思っております。また、5月24日から実施しました行政報告会の中でも、梅雨を前に避難についてのお話をさせていただいたところでございます。自助・共助・公助と言われますけれども、自助・共助の分までは、是非、地域で御自分自身の命を守る。その次に地域で助け合うというようなことを踏まえて、公助、公の支援を待ってくださいというようなことをお話を申し上げたところでございました。防災会議で出されました御意見等については、担当課長より答弁いたしますが、次に2番目の防災無線の活用ということでございます。防災無線の活用は和水町条例規則の定めに基づき、実施をしているところでございます。運用に係る放送及び通信の内容につきましては、担当課長より答弁をさせます。

最後に3番目の防犯カメラの設置についてでございます。防犯カメラの設置につきましては、犯罪防止の効果は非常に高く、心理的な予防効果、また犯罪が発生した際の対応につきましても効果を発揮することは間違いないわけでございます。しかし、その反面、また、個人情報やプライバシー・人権との絡みもあり、慎重に検討すべき事案であると考えております。設置箇所数等については、担当課長より答弁させますけれども、つい最近、お弁当のヒライさんですね、あの辺りで設置できないかというような御要望もいただいております。検討を今いたしておるところでございます。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） それでは、私のほうからは防災会議での御意見について、まず1点目ですけれども、お答えをします。まず、校長会からですね。小学校の校長会のほうから、町での安否確認方法について構築されていることがあれば共有できないかというような御質問でござ

いました。学校ではメールによるその周知と確認が構築されているという内容でございました。それに対しまして、町ではですね、住民の安否確認については、例えばもう行方不明者がもう主になってまいりますけれども、各区長さんへの電話連絡による確認、そして別途安否確認のルール、メールでのルール化等々は構築されていませんと回答いたしております。実際問題上はメールのみでの周知、そしてその上で確認はできません。どうしても消防団に要請を行い、実際、消防団の目、そして警察官であつたりとの目視での確認をやらなければなりません。そして、またこういったメールでの小学校の保護者、また小学校とのその共有という段階では、行方不明者の捜査はですね、名前を出してはいけないこともございます。言っている範囲は警察のほうから指定がまいりますのでですね。なかなか、そういった面でもですね、やっぱり慎重に当たらなければならないというようなことがございまして、こういった構築はされていませんというような回答をいたしております。

それと、代表議員さんのほうから、最近の1時間50ミリ以上の雨が未明からの朝の時間帯に多いが、どのタイミングで避難等を行えばよいのかといったような御質問でございます。と、注意喚起もあったかと思えます。答えといたしましては、气象台及び菊池川河川事務所からの情報入手いたします。大雨の恐れがある場合は早めの予防避難のため、避難所の開設を行うようにしております。また、夜中などの豪雨などは、防災行政無線により放送を行い、危険性を周知することとなります。雲の動き等々が雨に関しましては予測がかなりできますので、できるだけ夜中に降りそうだなといったようなことは、その前日のですね、夕方から避難所の開設といったような判断になろうかと思えます。それと婦人会からは、住民一人一人の防災・災害に対する意識の向上が必要であると。意識向上のための運動をやってくださいといったような御要望なり御質問がございました。回答といたしましては、町では年1回、小学校単位での防災訓練を実施し、防災・災害に対する意識向上を行っておりますということでございます。と回答いたしております。

それと、代表議員さんから防災対策本部の中に議員も入れてはどうだろうかというような御意見・御提案を、有り難い御提案をいただいております。回答といたしましては、防災本部を立ち上げるケースも様々でございます。警報が二つ、三つ重なったら、その場で緊急的な、昼間でしたら対応できる課長を呼び出して、そこで対応しております。非常に即対応をして、そこで避難所を設けるか、そして対応策といったようなことも、もうしょっちゅうでございますので、そういった意味からもですね、今後、そういう形においては検討をさせていただきたいというふうに思います。当然、前回のような熊本地震とか、そういった大きなものがあるときはですね、善処したいというふうに考えております。検討しますということで回答をいたしております。以上でございます。

それと、2点目の防災無線の活用についてでございます。これは、和水町防災行政無線施設設置の管理に関する条例と、並びに和水町防災行政無線施設管理運用規定で定められておるところでございます。放送・通信の内容につきましては、5点ほど決められております。町行政の広報・連絡に関すること。有明消防本部よりの災害及び火災等の緊急連絡に関する事項。官公署及び公

共団体等により入手した情報。災害及び非常事態等緊急を要する事項。その他、町長が必要と認めた事項となっております。

最後に、防犯カメラの設置についてです。防犯カメラの設置箇所でございますが、今現在配布している箇所といたしましては、2カ所設置をいたしております。内田区、株式会社宏栄の道路反対側の自販機が1点。それと大江田区の町立病院下の自販機が1点と、この2点を今、うちが把握をしております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） はい、ただいま、町長、総務課長から防災会議の内容について説明を受けました。本当にですね、さっきからも言われていますように、やっぱり何か災害があった場合は、早めの避難、早めの自主避難が一番じゃないかと思います。それすることによりですね、自分の命、生命を守るというのが一番大事なことだと思いますので、それは皆さんも当然自覚しておられるかと思いますけど、本当の非常事態の時にですね、いかに今度、どうして、例えば、できたとき、非常な時にどういう方法で避難できるかということも、やっぱり避難訓練ですか。避難訓練も必要かと思いますけど、町での避難訓練等は計画されているかどうか伺います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 町での避難訓練の実績につきまして、過去数年の実績を申し上げて回答に代えさせていただきます。平成26年度は上十町、山十町、中十町地区で、平成27年度は用木地区、萩原地区、日平地区、蜻浦地区で実施しております。それと平成28年度は、野田区、上太田黒区、下太田黒区を対象として実施をいたしているところでございます。それとですね、自主防災組織独自の防災訓練等の実施もあっております。平成27年度、中林区、東吉地区、下吉地区、中吉地区、上吉地区。平成28年度が、馬場区、中林区、東吉地区、下吉地区、中吉地区、上吉地区。それと、同じ平成29年度も馬場区。これは菊池川河川事務所の防災講座を活用した訓練という、こういった実施状況になってございます。それと平成26年度は上久井原区、下久井原区もやっております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） そうですね。やっぱり毎年避難訓練はあっているかと思いますけど。あるところはある、しないところはしないというような感じも、今の説明というか報告では見えたと思いますけど。今、自主防災組織を結成されている地域がもしわかれば、報告していただければと思いますけど、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 自主防災組織の組織率につきましてはですね、100%でございます。

ただ、実質、活動を行っている自主防災組織はちょっと少のうございますけれども、100%ということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） それで、今、自主防災組織というのは100%で言われましたけど、その内容についてですね、どこまでそういうことを知識としてされているか、それはわからないんですかね。どういう自主防災組織の内容ですね。よかったら、ちょっと報告していただければと思いますが。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 最初に防災訓練をやっている区域という中で、自主防災組織がやっている所を申し上げたところです。そういった中においては、すみません。避難訓練ですので、何かを想定してですね、避難をやるといったような形で区長さん等々を中心としてですね、そういった訓練がなされたものと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 今、自主防災組織で言いましたけれど、町としてのですね、今。去年はほとんど、結構避難される方も多くて、公民館とか各行政区の公民館とかもあったと思いますけど、そこには職員さん。例えばですね、この公民館は当然、職員さんが来られますけど、各地域での避難場所。地域、地区だけで設けられてた区がありますけど、そこには行政からの指導とか、それはあっているかどうか、確認します。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 昨年度はかなり、避難所の開設を行いました。自主避難所がもうほとんどだったと思いますけれども、両公民館ですね。旧三加和とこちらの中央公民館には職員を配置しておりますけれども、自主的に各行政区でですね、公民館を使用して区長さん方の御協力です、やられている所もございます。緊急的な所はもう即、区長さんに、多少夜中であろうと連絡をしてですね、安否の確認をして、開設をされているのかどうかといったような確認も行っております。ただ、そこにまで町職員を派遣するといったようなことはやってございません。そういった確認のみをしております。基本的にはその両、自主公民館は防災計画に基づいた位置づけですので、自主避難所はこちらの中央公民館と三加和公民館というふうに決めております。そこには看護師とか保健師とか必ず1名はですね、配置するように、また連絡が取れるような体制の中で避難所、長期になればですね、そういった連絡がいつでも取れるような中で避難所の人員配置をいたしているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） ありがとうございます。そうですね、各地域の区長さん方もですね、大変今度そういう自主的な地域での公民館での避難場所ですか、そうした時にはなかなか誰が責任というか、そういう感じもあるかと思しますので、それはまた区長会とかなんかあった時にそういう避難のマニュアルですか、そういうのを区長会とかなんかで知らせていただければと思います。はい。それから、また和水町にはですね、今度いろんな所で崖崩れ、または傾斜地域が多くあるかと思えます。それに対してのハザードマップとかなんかは町として提示してあるかどうか確認いたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 今、御質問、土砂災害警戒区域といったような指定はあっております。これの説明会もですね、これ、順次行っております。ランクが二つ設けてありまして、レッドゾーンとイエローゾーンですね。土砂警戒区域の特別警戒区域と警戒区域といったような中で分かれております。この警戒区域の箇所ですけれども、これは全体でですね、451です。箇所あります。そのうちの409カ所がレッドゾーンでございます。このゾーンの下に家等々がある場合はですね、移転をする際の補助金としてですね、300万円ほど補助が出るような形になってございます。すみません。マップですね。マップはちょっと調べます。あったのかな。すみません。はっきりとちょっと、うろ覚えなんで。すみません。防災マップはちょっと。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時53分

再開 午後 2 時54分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 先ほどの議員の御質問にお答えします。ハザードマップは作成をいたしております。また、御質問のありました土砂警戒区域の地区のマップにつきましては、今年度調査が終わりましたので、これからということになります。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） どうもありがとうございました。せっかくそういうハザードマップていうのができてるならですね、本当に、民家ていうか、町民の方が、そこは御存じかどうか、その確認もされたほうが。ただ町として「ここは危ないですよ」て言うだけじゃなくて各地域ていうか、住民の方にですね、当然知らせるべきではないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。ハザードマップにつきましては、全戸配布をしてあると思われます。それと、この土砂災害警戒区域につきましては各地域振興局でもう何年もかかってですね、地元の説明会をして、今年終わったというような状況でございます。はい。これから、御指摘のある周知方法等につきましては、検討したいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 今年、熊本からですね、こういう、この防災ハンドブックという、このような、町としてもこういうですね、作られてはどうかと一つ提案しますけど。いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。検討したいと思います。是非、ちょっと後で御紹介いただければと思います。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） はい。そうですね、今から梅雨に入れば本当に、和水町はですね、本当に以前から土砂崩れ、洪水というような大変な被害が出ておりますので、十分ですね、予防というか、それには対策していただきたいと思います。本当、まず山。菊池川はですね、見て今、御存じかと思いますが、ほとんど改修工事とかあって、川の氾濫とかは割りと少なくなっているかと思いますが、和水町の菊池川に注いでいる和水町の支流ですね、その河川からの危険箇所とか、そういう箇所は調べてあるかどうか、伺います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。調べてございます。それと同時に、ちょっと日にちは忘れましたけれども、つい数週間前にですね、菊池川河川事務所、それと消防団、それと行政の担当、私も含め県もですね、そういったところで危険箇所の巡視を行って、そこで説明を受けているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） そういう対策というか調査もされているんだったら、それをまた、実際にいただければですね、町民の方も安心して暮らせるんじゃないかと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、次の防災無線について伺います。防災無線ももう和水町でも十何年ですかね、過ぎてるかと思います。しかし、防災無線の今の、今現在どういう防災無線としての問題点というか、

そういう点は、今、行政に報告が上がっているかどうか伺います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 高齢者世帯が多くなってきております。防災無線の室内の無線機というかですね、受信機の電池交換が非常にですね、ちょっとやりづらい部分がありまして、それはもう随時、問合せがありますので、うちの担当がもう家にでも出向いてですね、電池交換をやっていております。それと室内ではちょっと、やっぱり入りが悪いというようなことも苦情がきましたならば、機器に故障がなければですね、携帯のアンテナとは別に設置することができますので、そういったものも設置を担当が行ってですね、やっております。それと野外の設置箇所がですね、やはり昨年度は震度4になりますと、これはもう自動的に放送が、御存じですね。あの同じセリフが震度4ですと、避難とか何とかやってくださいというような、あれがもう頻繁に鳴りますので、その家、近くの家の方はですね、ちょっともう夜中も鳴りまして、夜中じゅう鳴りますので、仕方ないわけですがけれども、周知徹底。非常にそういった苦情があっております。ただ、その分につきましてはですね、御理解をお願いしますという形をお願いをしてまいってきているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） 防災無線もですね、和水町にはですね、復活ていうか、ちゃんとした防災の放送ができておりますけど、本当に室内はさっき総務課長が言われましたように、室内での聞くのはいいんですけど、屋外の方ですね、今、放送の鉄塔ですか。それは各地域ていうか、7箇所かなんか付いているだけですかね。そういうことでですね、本当にまだ聞こえないと。近くの方は本当にうるさくて何か困られるところもあるかと思いますけど、その屋外無線でのもう少しの連絡ていうか、放送の方法としての計画はされているかどうか伺います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 確か野外支局の局数であつたりとか、そういったものを契約等々で決定されているところだと思います。また設置にあたっての当初の調査等もあっておるかと思えます。そういった意味合いから今現在のところ、野外の支局を増設するといったような計画はいたしておりません。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） そうですね、費用等も相当かかるかと思いますが、そこはもし、ここにはどうしても必要だという所があれば、またそういう検討していただければと思います。それから最初この防災無線ということで、放送の制約が決められているということで、最初、説明受けましたけれど。これもですね、一般の方から、町民の方から一つ受けたんですけど、一応聞か

てください。実はですね、行方不明者の捜索には当然これは防災無線使われてされているかと思いますが。今現在ですね、これと違って本当に今ペットブームというか、ペットを飼われて、本当家族同然にですね、可愛がっておられる。ほとんどが自分とこで飼っているやつはかわいくてしょうがないというか、そういうような思いがあり、もしペットというか、ペットが逃げた時とか、そういう時の放送ができるかどうか。その確認をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） ある意味、個人的といいますか、一個人の事情による防災要請の利用に当たろうかと思います。基本的にそういったものはちょっとお断りしていると思います。はい。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） そうですね。やっぱり私的を防災無線で流すのも何かと思いましたけど、ちょっと尋ねてみました。はい。

次、防犯カメラの設置について伺います。この防犯カメラていえばですね、なかなか町長からは先ほどありましたように、個人情報とかプライバシーの問題で、なかなか控えめになるかと思えますけど、これをですね「見守りカメラ」という、ただ言葉を要するに付け替えるだけですけど。今、要するに子どもたちはですね、高齢者の事故、また犯罪から守る上でもですね、本当に地域の見守り、また犯罪・事故の早期解決につながるのは当然かと思えます。それとまた、今、和水町も福祉の町として高齢化率もですね、38、9%ぐらいの高齢者の方が増えて、また認知症の方もそこにはいらっしゃるかと思えます。昨年もあったかと思えますけど、この徘徊とかそういう時のですね、見守りには十分適応するんじゃないかと思えます。そういうことも考えてこの「見守りカメラ」という設置は考えてられるかどうか、伺います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 「見守りカメラ」となりますと、言葉の意味するところが福祉分野になろうかとは思いますが、防犯カメラの、すみません、質問とはちょっと違いますけれども防犯カメラの視点から言いますならば、町独自で設置するといったようなことは今現在計画に挙げておりません。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） はい。行政としては防犯カメラは設置の計画はないと言われましたけど、これもですね、要するに予算的にもある方法を使えばですね、方法を使えばというか。こういう一般社団法人ていうか。そちらのほうの設置をされて、また、これはやっぱり警察のOBの方たちがされているということですね、その検討はいかがかと思えますけど。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 以前にもですね、この防犯カメラにつきましては一般質問があつてございます。その時はですね、熊本県のもですね、防犯カメラの設置とか支援・補助金等があつたわけですが、これももう26、27のみで現在はもうあつておりません。設置に関しましては、この補助金はですね。それと、設置の今、議員が言われました分ですが。これはですね、非営利型一般社団法人全国安全環境ネットワーク協会というのがございます。ここに申請しますと自販機の防犯カメラの設置というところで設置が可能になりますけれども、設置要件といたしましてはですね、ちょっと調べましたところ、自治会及び各種団体等の総意がなければ設置はしませんよということです。設置場所の確認。何もない所に設置。既に自販機があり横に新しく設置。そういった場合にカメラつき自販機を設置すると。既にある自販機にカメラのみ設置。既にある自販機の分につきましては、カメラのみを設置することができるということです。それと設置地権者の理解を得ると。書類による手続と協会への申請が当然あるわけですが、それと一番ハードルが高いのがこの自販機のスポンサーですね。飲料メーカーとの設置調整を行わなければなりません。これが非常に、既存メーカーが対応できない場合は、もうちょっとできないというような形で。これが、あるメーカーができなかったら他のメーカーに入替えをするとかですね、そういったものまで発生してくるということでございます。スポンサー条件が厳しく要望に添えない場合が事例としてはちょっと多くあるみたいだというような報告を受けております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 総務課長もいろんな資料で調べていただいているかと思いますが、またもう少し変わったですね、何か、ある方法もありますので、もし、また改めて資料とか何かは提示したいと思いますけど。この近くていうか近隣にですね、荒尾とか玉名、これを長洲、長洲はもう本当につけるということで計画を今現在検討されている段階でございますので、町行政としても費用負担も少なくなる設置の方法ですので、また紹介してみたいと思いますので、その時はよろしくお願いします。あのですね、本当に今、先ほど言われました一般社団法人全国安全環境ネットワークという団体があつて、そこでされております。そこでですね、今はまた、もう少し先ほどの自動販売機だけじゃなくて、そのいろんな方法が今また、新たに企業、要するに地域の企業・行政三位一体となって安全を守るというような、まちづくりを守るというような、その方法でされておりますので。ここではですね、もういろんなあれがあると思いますので、また改めてパンフレットなりそれを紹介します。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） ちょっと、最初わかりにくいような私の説明というか、でしたけど、じゃ

あ次に行かせていただきます。

2 番目の行政報告会についてということで、行政報告会が行われたが、町民からの意見・思いを今後どのように町政に反映されるのか伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 松村議員の2 番目の行政報告会についてという御質問に対してお答えをいたします。行政報告会が行われたが、町民からの意見・思いを今後どのように町政に反映するのか伺うということでございます。お答えをいたします。今回の行政報告会は町内の旧校区を含め、7 校区で実施をさせていただきました。この行政報告会は町行政の重点施策を報告し、また町の財政状況等々をお知らせすると。町民の方と直接お話する機会をさらに広げ、町の施策を町民の方に御理解いただくとともに、町民の方からの御意見をお聞きすることを目的として開催したものでございます。7 カ所で176名の町民の皆様に参加をしていただきました。また、各会場では町施策に対しましての御意見・御要望を直接聞かしていただきました。今回の行政報告会で町民の皆様と意見交換をする中で、各施策の課題も見えてまいりましたことは、住民参加のまちづくりにとって非常に有意義であったと思っております。参加者の人数は多いとは言えませんが、参加いただいた町民の皆様に、行政運営についても関心を持っていただけたのではないかとというふうに思っております。なお、この報告会のあり方についても課題が見えております。より多くの御参加をいただくためには、開催時期や連続での開催がよいのか。間隔をあけての開催がよいのか。開催場所、テーマを絞る等全体のやり方を検討していきたいと思っております。また、行政報告会で町民の皆様から出されました御意見等は真摯に受け止めまして、行政運営の参考とさせていただくとともに、今後の検討課題としてしっかりと協議してまいりたいと思います。第一答弁、以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 今、町長から説明受けましたけど、参加人員は176名ということで、あまり多くないなとは感じました。しかし、ここにですね、行政報告会の、まずは6 項目について説明されたと思いますけど。ここの6 項目ていうか、この先ほどは直接意見を聞けたからって言われましたけど、内容に対してはどういう意見があったのか、よろしいでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 5 月の24日から7 日間、5 月の30日まで連続して開催をいたしました。そこで出されました住民からの意見等について、ちょっと主だったものだけ紹介させていただきます。まずは財政状況と企業誘致を併せての御提案として、企業誘致を進めて自主財源が豊かになるようにしてはどうか、との御提案をいただきました。その他、企業誘致に関する御提案が2 件ほどですね。進めていただきたいというようなことがございました。

それと、公共施設の今後の取扱いについては、農業就業改善センターを残してもらいたいとの要望が出されました。これに対しましては、危険な建物であるため廃止する旨を伝えております。

また、旧神尾小学校の今後の活用についてはどのようなになっているのかとの御質問がございました。これに対しましては、今後も企業誘致も行っていきながら、例えばスポーツ合宿所等幅広い活用を検討していきたいと、そういった旨の回答をいたしております。なお、質問者からはですね、例えばスポーツの合宿所。温泉も近いからといったような御提案もいただいております。

次に、「おでかけ交通」についての運用に対する御質問が3件と、要望が2件っております。質問の3件につきましては、制度の内容がわからないということで、詳しく説明をして理解をいただいております。要望の2件につきましては、「おでかけ交通」の路線を増やしてもらいたいと。結局、指定箇所がありますのでですね、そういったものを増やしてもらいたいと。それと春富地区に乗降場所を追加してもらいたいと。春富地区には現在の計画ではございませんので、追加していただきたいといったような要望が出されております。この2点の要望につきましては、まずはこれまで様々な法をクリアして交通会議のほうでですね、方針を決定して10月から実証運行するようにしております。そういった関係もございまして、まずは運行をさせていただけないかという御理解をいただいております。そして、その上で検討したい旨を伝えてございます。

続いて町立病院の今後の方向性についてというところでは、8件の御意見等をいただいております。特にケアバスについては移動路線近くに家がある場合など、自宅の近くで乗り降りできるよう停車して欲しいとの要望が2件あってございます。これに対しては今年度から実施することで検討を進めていると回答をいたしております。この件については、後で確認しましたところ、もう既に何か行っているということでございました。

また、人工透析を導入できないかとか。そういった要望等々もございます。そういったものに関しましては町と病院事業管理者との協議を進めて、そして検討していきたいというような回答をしております。

それと国保運営に関しましての御質問で、国保運営の都道府県下概要についてですが、制度に対する質問が2件ほどありました。説明をしっかりと御理解いただいたものと思っております。

続いて町内小中学校の施設・整備及び菊水地区の学校統廃合事業について、でございますが、4件の質問等がっております。その中で具体的なものとしては、閉校準備についての委員会の予算はどうなっているかと。決定はしているのかと。また閉校準備委員会についての情報は早めに連絡して欲しいと。情報を流して欲しいといったような要望がっております。これに対しましては、予算について等々は決定はしていないと。情報等につきましてはできるだけ早めに流しますといったような回答をしております。

それと行政報告会の課題以外での御質問として、菊水ロマン館の老朽化に関することでございます。肥後民家村資料館の移築に関することと、江田四つ角の交差点の拡張に関すること、田中

城の整備に関する事等の質問があつてございます。菊水ロマン館の老朽化についての計画ということでしたので、それは現在ありません。ただ、随時修理はやっていっていると。そしてカヌー館のことですね。道の駅拠点で予算化しておりますけれども、その説明をいたしております。それと民家村資料館の計画はというところで、現在のところはないというところでございます。と、江田の四つ角の交差点拡張に関する事ということ、今、県のほうから説明会等々はあつておりますということでございます。それと田中城の整備に関する事は、大きな杉が根っこを生やしてですね、そういったものをどうかしていただきたいということで、何せこの質問に対しましては今後検討させてくれというような回答をいたしているところでございます。重複する部分もかなりありまして、全43の御意見・御質問等をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 本当、行政報告会ですね、1 週間もぶっ続けでされて、本当に町民の方もありがたく思っておられるか。また本当に参加人員がですね、これだけやっぱ、一会場にやっぱり十何名か、それくらいですので、また、この、もし行政報告会されるんだつたらですね、もう少し先に区長さんにアンケートでも取って、どういうことをしていただくかという、そういう方法もいかがかと思ひますけど、それは考えられてないかどうか、ちょっと確認いたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 議員の仰せのとおり、区長会等々の意見も聞いていかなくてははいけない。言葉は悪いですけども、せつかく開く報告会ですので、やっぱり一人でも多く集まっていだいで、お聞き取りいただく、あるいは御意見をいただくということが一番大事だと思いますので、今後の研究材料にしていきたいというふうに思ひます。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 本当にですね、行政報告会にしてもですね、何か今の町に関心がないというか、そういう感じですね、来られない方というか、いらっしゃった上の参加人員かと思ひます。本当にもし、ていうか行政報告会、また私たちが議会での議会報告会するにしても、なかなか人員集めには大変苦勞するところでありますので、どうか皆さんでいろんな、こうしたら、町民の皆様引き付けられるような話題をですね、してから行政報告会ならと思ひますけど。今後またいろんな面で行政報告会なりをしていただければと私は思うところであります。それで、先ほど、要するに意見等はあまりなかったということで、この先ほどの「おでかけ交通」ですか。これを昨年、大体もう昨年の10月に大体開始されている予定でしたけど、企業さんていうか、会社の都合でこういう条件になったかと思ひますけど、本当にこれは早めですね、運行をしていただければ皆さん助かられると思ひます。それで一つ、もう一つ。それと町内、学校のことにつ

いてですね、あまり今後の学校建設とか、それには廃校の準備委員会とかなんかの意見は聞いたんですけど、今後どうなるかという、そういう意見はなかったのか、教育長も参加されているかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 町内小中学校の施設整備及び菊水地区の統廃合事業についてということですね、議題で御説明申し上げたところでしたけども。閉校の準備、それから閉校準備委員会の設置と、こういうことについての情報を早くいただきたいというようなお願いがございましたが、今後閉校した学校の活用と、それについての意見交換というものは、御質問等はございませんでしたので、はい。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） そうですね、もう学校建設も31年の4月から開校するということですので、多分いろんな町民の方からいつ開校するんだとか、そういうことも聞かれますので、どうかそれは随時、なごみ広報でもいいですので報告していただければと思います。これで私の質問は終わります。

○議長（杉本和彰君） 以上で、松村議員の質問を終わります。しばらく休憩します

休憩 午後3時27分

再開 午後3時40分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

笹渕議員の質問に対し、訂正がありました。執行部の答弁を許可します。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御心配をかけて失礼をいたしました。笹渕議員に対する御質問の回答の中で、一部私の勘違いがございましたので、おわびして訂正させていただきます。内容はといいますと、協議書についての報告がなかったというようなニュアンスで申し上げましたけれども、これは私の勘違いでございまして、私に対する報告がなかったというふうに勘違いしてそのようにお答えいたしましたけれども、課内に対しては協議書が回っておりますので、その部分、訂正をさせていただきます。課内への報告はあっておりましたということでございます。申し訳ありません。

○議長（杉本和彰君） 最後に、生山議員の発言を許します。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 1 番議員の生山です。先週の6月6日に九州地方は梅雨入りいたしました。昨年の熊本豪雨災害から一年がたとうとするところですが、東日本大震災のころから問題視

されていますが、建設業の人手不足による人件費高騰、また工事に伴う資機材等の需要も高く、また2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック等の影響もあって、入手に時間がかかるといった様々な要因が重なり、熊本地震、そして豪雨災害における復旧・復興は少しずつ進んでいるものの、まだまだ長い道のりの途中だと言えます。和水町においても、災害による本格的な復旧工事はまだこれからという箇所が幾つもある状況です。被災された地域の、また住民の方々は一日も早い復旧を願っておられますし、そのために何かできることはないかと、関係機関への要望活動や、自ら国・県に補助金などの支援がないかと調べられたり、他の市町村の情報を入手されたりなどと、現実を受け止めながら辛さ、悲しみ、不安と日々戦いながら、少しでも希望が持てる出口を必死な思いで探しておられます。この一年間、町行政も何かと対応に追われ、それぞれの立場で職員一人一人の負担や責任が増える一方だったかと思いますので、決して精神的にも肉体的にも余裕があるとは思いませんが、町、そして議会も決して住民を見放すことのない、住民の立場に寄り添った支援の継続が求められています。それにしっかりと応えていく覚悟というか、受け身側としてではなく、住民と共に進もうという共同のまちづくり、体制づくりを今後さらに強化していく必要があると考えているところです。町が動けば住民も動く、住民が動けば町も動く。しかし、誰も動くものがいなければ何も始まりません。議員としてこの場に立たせていただいている意味は必ずあると信じて、私の一般質問を始めさせていただきます。

質問事項 1、和水町における急傾斜地崩壊対策事業について。

(1) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の復旧工事費のうち、分担金割合は、国50%、県25%、町15%、直接受益者10%となっているが、大規模な災害を想定した場合、特に住民の負担が大きくなってくる。そのことが復興の妨げにつながってしまうのは明らかであるため、可能な限り個人負担を低減し、地域住民の不安を取り除き、安心・安全な暮らしを守ることが、行政が果たすべき重要な役割の一つだと考えるが、町長の考えを伺う。

(2) 和水町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例第2条第1項第3号、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業別表に、分担金として「事業費の10分の1以内」と定めてあるが、それは事業費の10%を超える額は徴収しないと解釈している。また、「10%以内」ということは、「1%～9%の分担金割合とすることも可能」と解釈できるが、町の見解を伺う。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業について、単県事業、町単独事業も含め、分担金割合が定めてあるが、種別ごとに上限額を設ける考えがあるか伺う。なお、ここでは住民負担金の上限額についてお伺いしております。以上、3点について答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 生山議員の御質問にお答えをさせていただきます。和水町における急傾斜地崩壊対策事業についてということでございます。1番から3番まで。

1番につきましては、10%受益者負担となっているけれども、災害規模が大きくなればなるほど受益者負担の金額が大きくなってくると。このへんは安心・安全のためにも、あるいは不安を

取り除くためにも、考慮をするのは重要な役割の一つではないかということでございます。そのとおりでございますけれども、一応、御質問の内容について答弁をさせていただきます。御質問の分担金割合につきましては、昨年12月の議会定例会で条例の一部改正を行い、決定したものでございます。この条例改正に至った経緯を振り返りますと、昨年6月22日、梅雨前線豪雨により発生した内田地区の傾斜崩落災害が、国事業である災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に10月の18日でございますけれども、採択されたことによりまして、地元分担金の割合を条例で定める必要がございました。それに伴って条例の一部改正を行ったところでございます。このことに先駆けまして、8月ごろに熊本地震が激甚の災害を受けたために、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業という国事業にのせることができるようになりまして、他の急傾斜地事業や農地等の災害復旧事業などの負担割合等を照らし合わせて、その当時は10%の負担割合であるということを地元にも御説明を申し上げ、御理解を得ておったと解釈しておりました。さらに、今年1月に行われました内田区の初寄においても、再度御説明を申し上げたところでございました。本事業はがけ崩れが発生して人命の損失に結びつくような被害を防止するために実施するものでありまして、安全・安心な暮らしを守ることが目的であることは言うまでもございません。これまでに、町内の危険な急傾斜地で崩壊対策事業を実施しており、町民が急傾斜地に近接している場所で生活をされていても、安心して暮らしていけるように補助してまいってきたところでございます。

それから2番目でございます。2番目の、この分担金は10%以内ということであるということ、1から9%の適用もあるのではないかと。そういう解釈ができるのではないかとということでございます。御質問にございます、分担金として事業費の10分の1以内ということについて、まずは御説明を申し上げます。生山議員が御発言のとおり、10%を超える額は徴収しないということでございます。したがって、あくまでも分担金は10%以内というところでございます。今回のがけ崩れ対策事業では国・県の補助金が75%でありまして、地元負担金が10%、町負担金が15%となります。これは先ほどの条例のところでお話を申し上げたとおりでございます。同時に昨年度実施しました、農業施設の災害復旧事業におきましては、激甚災害指定により、補助率が農業施設に関しましては95.8%までかさ上げされましたので、国の補助金が95.8%であり、地元負担金は4.2%となっておるところでございます。確かにこのへんでアンバランスが生じているということは間違いのないところでございます。

それから3番目の急傾斜地の対策事業について。金額的にばらつきがありますので、受益者の負担金の上限額を設けたらどうかという御質問でございます。これまで上限額なしにですね、10%の分担金支払い事業をされてきた方々との公平性の問題や、他の事業で行われている分担金・負担金とのバランスを考えると、住民サービスが偏ることが私どもの懸念するところでございます。急傾斜地崩壊対策事業とは、個人が所有している建物・宅地が急傾斜地に隣接していて危険があるために、国からの補助金を活用して復旧整備を行うものであります。当事業に上限額を設けるのが適切であるのか、また、ほかの町事業の分担金・負担金との整合性や公平性はどうなのか等を考慮し、熟慮し、検討する必要があるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

ます。3番目のただいまの答弁が1、2、3番を通じた答弁になろうかと思えますけれども、今日は地元の方々もお見えでございます。今後、地元の皆さんとすり合わせも行いながら検討をしてまいりたいというふうに思います。第一答弁、以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） （1）について、住民負担割合は事業費の10%ですので、例えば5,000万円の事業費の場合、500万円の負担となります。また、要件として、事業費については600万円以上ということですので、その場合は、最小となる負担金額は60万円です。単純に5,000万円の工事と600万円の工事を比較しますと、それぞれの住民負担の差額は440万円。このように事前に予測することが難しいとされる災害の規模の大小で、住民負担にこれだけの差が出てしまうのです。実際に負担額が200万、300万円を超えるということになれば、その家を手放して引っ越し・移転したほうが良いと判断されるケースも出てくるのではないのでしょうか。確かに、そのほうが国・県の負担額を抑えることに、ある面ではそのようになりますが、その線引きは簡単ではありません。住民にとって、これまで住み続けてきた場所・土地を離れることは、またいろんな意味で負担がかかることとなります。今のままでは、町から出ていくという選択肢を増やすというか、そのような流れを作ってしまうことに、結果としてそうってしまったということになりかねないという強い危機感を抱いております。熊本県内では、宅地の復旧工事について個人負担を求めないという市町村があります。住民負担を求める条例案を撤回したところもありました。それは、特に災害範囲が大きかった地域に限ったケースかもしれませんが、このことを踏まえ、質問を続けます。

具体例として、これは県外ですが、急傾斜地の多い長崎市では地元負担の上限額を、県が施工する場合は地元負担なしとし、市が施工する場合は事業費の5%、または上限額75万円、プラス1万円掛ける施工延長距離メーターとしています。また、岡山県早島町では、こちらは人口12,000人程度の町となりますが、工事費用につき町負担の2分の1以内。そして分担金の限度額は受益者一人当たりに対し50万円を上限としています。それから、鹿児島県湧水町、こちらも人口1万人程度です。こちらでは、1戸当たり40万円、あるいは50万円を上限としています。幾つかの具体例を挙げましたが、対象戸数が2戸以上とか5戸以上であったりと採択要件はそれぞれ違いますが、住民負担金に対して上限額を設けている自治体は少なくありません。

そこで、お尋ねします。被災の恐れのある人家が2戸以上の場合は半分ずつ分担。4戸の場合は4分の1ずつ分担と、戸数が多いほど実質の個人負担額は低くなりますが、長崎市のような住宅密集地ではない、ここ和水町においては、1戸1戸が離れて建てられているということは十分御理解いただけると思います。そういう意味では、和水町での被災の想定は、どうしても1戸当たりの負担額は割高となる可能性が大きいと考えますが、その点については、町としてどのようにお考えか伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 確かに負担額を考えればですね、そのとおりだと思います。ただし、今、2戸とか5戸とか10戸とかございますけれども、この、あくまでも災害を防止するという意味でありますので、例えば10戸以上の7,000万と、7,000万以上の工事費ということになると、率が低くなってございますけれども、これはそれほどやっぱり、大きな、決して2戸だから小さい災害と言うつもりはありませんけれども、何といたしますか、規模として大きな災害につながる、そこは負担を軽くしてでもやっつく必要があるという考え方であるのかなというふうに考えます。今回、内田の件につきましてもですね、住民の受益者の皆さん、御負担がきついというのはよくわかっております。また、これは双方がよくわかっておりますように、一所懸命に組み立てた事案でもございます。そういう意味では、内田区の状況というのはよくわかっております。先ほど、ここでははっきりと申し上げることは差し控えさせていただきますけれども、もろもろ、総合的に移管していかなくちゃいけないかなというふうに考えておるところでございますけれども、一番、懸案しますのはですね、どうしても今回の熊本地震、さはさりながら、過去ずっとですね、そういう形でお一人で百何十万と御負担いただいた事業もございます。それらとどう整合性をとっていくか、それから今回の事案をどう位置づけていくか、このへんが非常に苦慮し、難しいところでございます。生山議員のおっしゃってる意味はよくわかります。そのとおりだと思います。どうか、そのへんの熟慮をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 過去の事例、前例では、これまで住民に対して1割負担をお願いしてきた経緯があり、町として負担軽減の条例改正に二の足を踏むことは理由の中にあると思います。しかしながら、この町に、その地に住み続けたいとの気持ちに、もうこれ以上応えることなく前例主義を貫くのか。私はこれまで和水町民として地域を支えてこられた住民に対して、できる範囲の、可能な限りの支援体制の整備をすることで、その姿勢が住民の安心・安全な暮らしを守ることにつながると考えますが、ここは建前としてではなく、はっきりと本音としての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 全く、真摯な御意見として受け止めさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） しっかり御検討いただけるということで、早急かつ適切な具体策が示されることを期待しております。

続いて、(2)、(3)の質問についてですが、分担金として事業費の10分の1以内となっている理由は、国・県の補助率が90%を超える場合もあるためということで理解いたしております。ま

た、分担金割合について上限額が定められていない点についても、前例や農地災害に準じたものを適用されているということからだと思います。あえて単刀直入に申しますと、分担金割合は事業費の５％、分担金上限額を１戸あたり１００万円としてはいかがかと考えますが、この場で即答はできないと思いますので、今日まで私なりにリサーチしてきた中での私の考えとしてお伝えしておきたいと思います。

それでは、２項目目の質問に移ります。木育について。（１）町内には、町有林・春富財産区・学校林・区有林等があるが、間伐等の手入は決して行き届いているとは言えない。県は「県産材を使いましょう」と推進されている。和水町として、町内産木材の有効活用をどのように考えているか伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 生山議員の２番目の御質問にお答えをいたします。木育についてということでございます。町内には、町有林・春富財産区・学校林・区有林等があるが、間伐等の手入は決して行き届いているとは言えない。県は「県産材を使いましょう」と推進しております。和水町としては、町内産木材の有効活用をどのように考えているか伺うということでございます。この和水町、あるいは熊本、九州に限りませんが、非常に国内産材の価格がもう本当に長い間、長期間にわたって低迷をしている。したがって、この森林というのもですね、整備が行き届かない。したがって、間伐もなおざりにされている。そうするといい杉が育たない。また、１００年杉があっても、なかなか切り出し用の林道といいますか、林道には至らなくても道がないというようなことで、非常にこの木材の扱いというのには苦勞をしているところでございます。そんな中で、先般ちょっと耳にしましたけれども、鹿児島、それから宮崎、大分、東側の、九州の東側の港を中心にですね、東アジア方面への木材の、国内産の輸出というのがこのところ、にわかには脚光を浴びて、非常に森林業に対する効果を上げているということも聞いております。要は、しっかり工夫しなさいということだろうと思いますが、なかなか難しいところがございます。御指摘のとおり、この和水町におきましてもですね、町有林と公有林といえどもですね、なかなか手が行き届いていないという部分がございます。その中で、本町では森林施業の推進といたしまして平成２７年度に和水地区森林施業集約化促進協議会を設立しております。この協議会では施業が放置されている所有者が不明な森林や、森林経営に無関心な所有者を特定し、森林施業の委託や森林集積を促進することにより、森林の公益的機能の維持・推進を図ることを目的としておりまして、本町の林業振興につながるものとして期待はいたしております。このことは、生山議員もよく御案内だと思います。ただ、なかなかそれが実績、あるいは活動に結びつかないというのが現状でございます。一にも二にも、やはりその切り出しにかかる費用、それから国内材の需要ですね。このへんとのバランスが問題になっているのではないかと考えております。ただし、そうは言いながらですね、じゃあ、どうしたらいいかい、というようなことになります。これはもうあくまでも試案です。どうでしょう、というような試案といいますか、試案の一手手

前ですけれども、例えば、移住・定住の問題がございます。空き家制度の公開点の問題もでございます。そういう中でですね、町内材を使う部分については、例えば軽減措置といいますか、インセンティブを与えるような対応ができないかというのはこの御質問をいただいてからですね、ふと考えたところがございますけれども。それら含めましてですね、検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。なお、教育委員会のほうから関連した答弁がございますようですので、答えていただきたいと思います。第1答弁を終わらせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） はい。生山議員の木育についての御質問にお答えしたいと思います。御存じのとおり木育とは、当初、北海道庁が主導して取り組んだ新しい教育プロジェクトでございまして。平成18年9月に閣議決定され、森林・林業基本計画に則りまして市民や児童の木材に対する親しみや、木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ木育とも言うべき木材利用に関する教育活動を促進するというふうに、これを示されているところでございます。そういう中で、木育は食育とも違ひまして、新しい言葉、または概念であります。木を子どものころから身近に使っていただくことを通して、人と森や木とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育てたいという思いを、木育という言葉に込めてあるところでございます。子どもをはじめとするすべての人々が木と触れ合い、木に学び、木と共に生きることを学ぶ活動でございます。もちろん、私たち人間は自然の中に生かされていると思っております。熊本県の木育の取り組みといたしましては、子どもたちに木のぬくもりや香りに親しむことができる環境を提供することで木の良さを体感し、県産木材利用の意義について理解を深めてもらうことを目的に、熊本の木の親しむ環境推進事業を実施しているところでございます。町内におきましても、緑の少年団活動等もあっておりますが、学校によっては加入していない所もございます。併せて学校林も保有しているところもございますが、実際なかなかその手入れだとか活用のところまではいっていないのが現実です。中には、ある小学校では理科の教材として木々に名札を付けて四季折々の変化を記録したり、木に巣箱を付けて野鳥の観察をしているとか。それから中学校におきましては技術・家庭科という教科の中で、これは木材加工というそういう内容もございます。それに向けて取り組みをしているというようなこともございます。そういうようなことで、子どもたちが使うという、量としては大したものではございません。しかしながら、その木材に触れて学ぶというところに意義を設けて今進めているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 8月11日は祝日、山の日です。山の日が平成26年に制定され、平成28年に施行となりました。趣旨としましては、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日とあります。そこで最近よく見聞きするのは、今、御説明にもありました木育です。インターネットで

検索しますと、木育とは森林や木材とのかかわり合いから知育・徳育・体育の三つの側面を効果的に育む取り組みとして、全国的にその活動が広がってきていると説明文がありました。さらに、具体的には木材利用に関する教育活動として、ステップ1「触れる活動」、ステップ2「創る活動」、ステップ3「知る活動」が大切であると解説してあります。さて、和水町に暮らす若い世代、特に子どもたちは近くに山はあるものの、めったに山に入る機会はないでしょうし、実は遠い存在になってしまっているような気がします、まさに今、これから木育活動が必要なのではと考えます。それは、自然豊かな和水町に住んでいても、山は暗い所、静かな所、人がいない所というようにマイナスイメージとなってしまうからです。山の恩恵を理解するには知識としてだけでなく、全身で五感を使った自らの経験・体験が一番効果的であり、最も大切なことだと考えます。だからといって、いきなり山に入って木を切ったり、植えたりという活動や作業をすることは、そこに必要な指導者や子どもたちの保護者にもすぐに対応できる話ではありません。そこで、まずステップ1としての「触れる活動」として、提案をさせていただきます。熊本県の補助事業のメニューの中に、木と共に育つ環境整備事業があることを紹介いたします。この事業の目的は子どもたちを対象に、熊本の木に触れて育つ環境の整備を行うために県内の幼稚園・保育園・小学校・中学校への机・椅子等の木製品の導入に係る補助を行うとともに、導入施設等で学習会を行い、木の文化、地球や環境に優しい森林の役割などに興味を持ってもらう。本事業をモデルケースとして木と親しむ環境が県内に広がっていくことを目的とするとあります。補助の対象としては、「机・椅子・ロッカー・棚・柵・室内用木製遊具、それ以外の場合は事前協議の上、県が認めたもの」と記載されています。また、負担割合は県2分の1、事業主体2分の1ということです。是非この制度をうまく活用して、町内産木材を町内業者で製材・加工・生産するといった林業版の地産地消モデルとして取り組んでみてはどうでしょうか、という提案ですがいかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） おっしゃるとおり、そうなれば素晴らしいなというふうに思います。他人事みたいなことを言ってますけども、これがなかなかですね。今やっぱこの森に入るといいましてですね、こうなかなか容易なことじゃありませんでですね。しっかり踏ん張って対応しないと、やりましょうやりましょうと言えることでもなかなかございません。そのへんはしっかりですね、段取りを、やるとすれば段取りを取ってやらないと、中途半端な所に落ち着いてしまうんじゃないかなというふうに思います。また、今、生山議員が御提案のあった部分につきましては、教育委員会も腹案がございますようですので、その分も含めて御答弁申し上げたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 町内の木材を直接こう、学校施設やいろんなところで活用したらどうかというような、そういう御意見もいただいておりますので。和水町では教室等の建設等でもやはり三加和の小中学校で、特に小学校では木材をですね、ふんだんに使って、非常に温かみのある学校を作っていただきましたが。今度、特に菊水区域の小学校においては統合にあたり、スクールバスあたりのバス停。こういう所での利用というようなことも考えられるのではないかなという私たちは考えておるところですけど。実際に森に行き、そして杉や檜、松、そういうものを切り出して行って、それを活用するということになる。いろいろ課題も大きい部分があるのではないかと考えておりますが、一つの案としてはそういうものもあると考えているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 課題の一つとしてコスト面が挙げられますが、長い目で見ればほぼ放置状態の山が、これをきっかけに山に光が差し込むことで、あらゆる面での相乗効果が波及することにつながりますし、地元産業。例えば製材所・木工所・家具職人・大工職人・塗装職人などの地域活性化、地域振興に発展することが期待できるものと考えます。関連して、岩手県住田町の取り組みを紹介したいと思います。平成27年度に木育プロジェクト推進委員会を発足させ、地元杉材等を使った小中学校の机と椅子を昨年度より新調しており、地元内外の職人やデザイナーがこだわり抜いた木製品の有効活用につなげられているということです。また、机の天板部分は交換可能で、卒業時に児童に贈呈するとのこと。子どもたちが6年間大切に使用し、卒業後も地域の誇りを自分の財産としてもらえるようにと、アイデアと工夫が形となって本格的な使用が始まっていると、平成29年3月22日付けの東海新報の記事に書かれています。和水町では計画の中で新築での木造建築の校舎や大型の公共施設など建つ予定はないわけでありますので、子どもたちが日々使用する身近な机・椅子などに木を使うことで健康で豊かな心、あたたかい思いやりの気持ちが自然と育まれる取り組みを和水町で、地方創生の観点からも導入されてみてはと思います。これは学校教育課のみならず、ほかの関係部署と連携を図られる形で、点としてではなく全面的な動きとなれば、なおよいと考えますが、町長の思いを伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御提案としては、しっかり受け止めさせていただきたいと思います。ただしですね、これには先ほどもちょっと申し上げましたけれども、相当な覚悟が必要です。例えば高知県ですね。高知県の馬路村。ここでは木育というよりも森林を利用したいいわゆる住宅産業、それから家具産業がですね、10年ぐらい前からですね、盛んになりまして、若い人たちが山で仕事をするということで、150人ぐらい増えておるそうです。そういう例もございますので、しっかり取り組めば一つの可能性を持った事業になるかと思えます。ほかには例えばガードレールを全部木にするとかですね。そういう取り組みも行われているということも聞いております。先ほど申し上げましたけれども、鹿児島、宮崎辺りを中心とした東アジアへの国内産の輸出等々もです

ね、加わることもできれば素晴らしいと思いますけれども、しっかり御提案等を受け止めて、一緒に検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 議員のほうから御提案いただきましたように、町内産の木材を使って、先ほど私のほうで申し上げましたようなバス停ですか、待合所だとか児童の机・椅子、あるいは収納棚等ですね。活用することへは木育の観点から大変素晴らしい御提案だと感謝申し上げます。併せて児童の机・椅子・収納棚等につきましても今後、学校現場との調整、それから設計業者、それから価格面や製品になるまでの期間。前もっての十分な検討が必要になろうかと思っております。学校統合への町内産の木材の活用につきましては、御提案として承り、検討させていただきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 5年後、10年後の和水町が木育活動の先駆的モデル地域となることを夢としてではなく、目標として掲げられ、和水の杉の木が和水杉ブランドとして全国に発信できることも十分狙えます。そして、行政と住民の共同による取り組みとして発展していくように私自身もしっかりと汗をかいて、一生をかけてかかわっていこうと決意しておりますので、そのことをお伝えしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（杉本和彰君） 以上で、生山議員の質問を終わります。

以上で、本日の会議は全部終了しました。13日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後4時25分